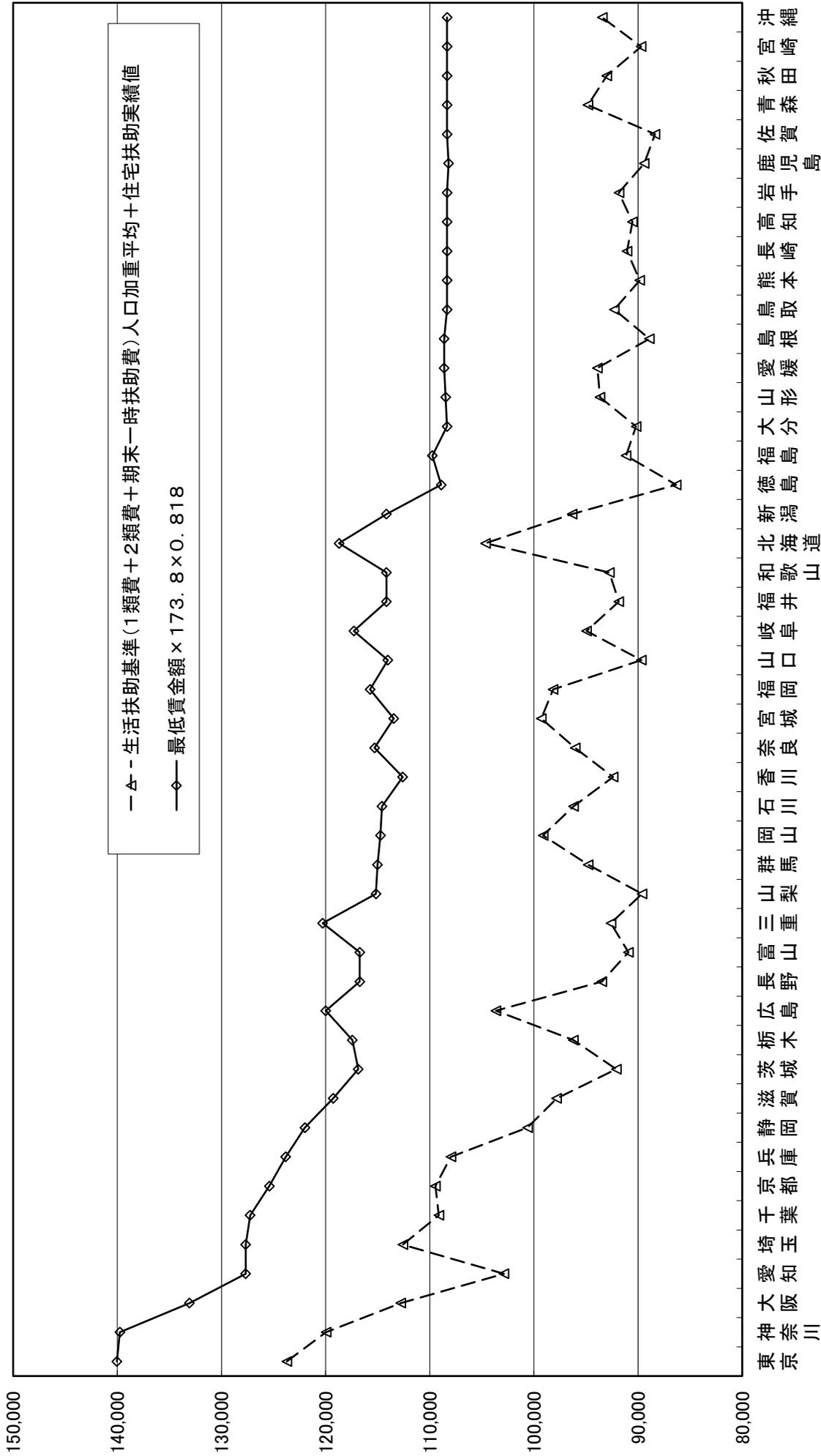


# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

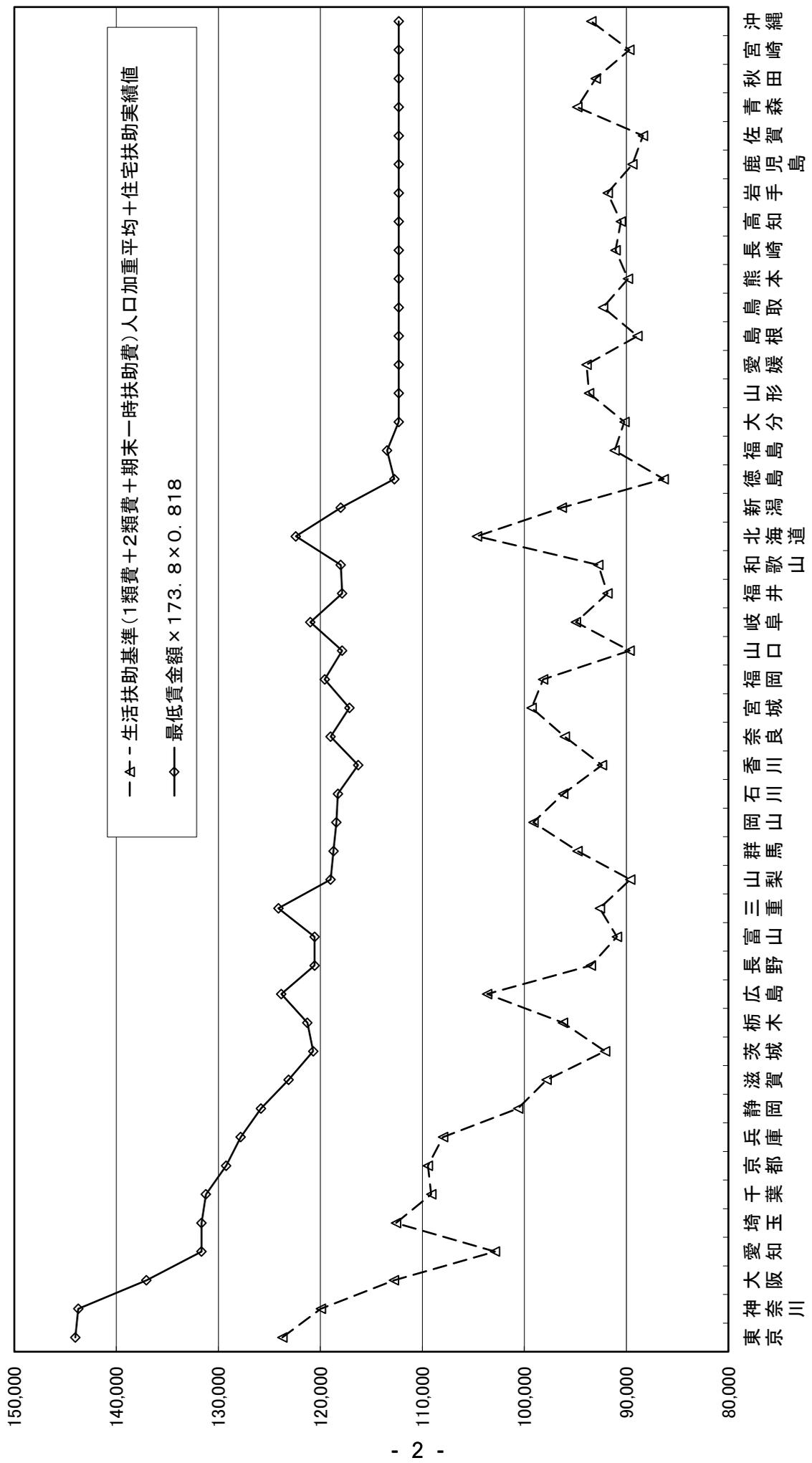
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータとも平成30年度のものである。

注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のものです。  
 注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成30年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和元年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.823→0.818) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△99	26	△125	△105	△20	△26	4	△4	6
青森	△96	28	△124	△107	△17	△28	4	0	7
岩手	△117	28	△145	△128	△17	△28	4	0	8
宮城	△100	26	△126	△107	△19	△26	4	△3	6
秋田	△108	28	△136	△120	△16	△28	4	△1	8
山形	△105	27	△132	△120	△12	△27	4	0	11
福島	△131	26	△157	△145	△12	△26	4	0	10
茨城	△175	27	△202	△187	△15	△27	4	1	7
栃木	△150	27	△177	△163	△14	△27	4	△1	10
群馬	△143	26	△169	△154	△15	△26	4	△1	8
埼玉	△107	28	△135	△124	△11	△28	5	△5	18
千葉	△128	28	△156	△142	△14	△28	5	△5	14
東京	△115	28	△143	△126	△17	△28	5	△9	15
神奈川	△140	28	△168	△140	△28	△28	5	△9	4
新潟	△126	27	△153	△135	△18	△27	4	△1	6
富山	△182	27	△209	△192	△17	△27	4	△2	9
石川	△130	26	△156	△145	△11	△26	4	△2	12
福井	△157	26	△183	△170	△13	△26	4	△1	10
山梨	△180	27	△207	△188	△19	△27	4	0	4
長野	△164	27	△191	△177	△14	△27	4	△1	10
岐阜	△158	26	△184	△167	△17	△26	4	0	6
静岡	△151	27	△178	△161	△17	△27	4	△2	7
愛知	△175	28	△203	△179	△24	△28	4	△4	4
三重	△195	27	△222	△203	△19	△27	4	△1	5
滋賀	△152	27	△179	△168	△11	△27	4	△2	14
京都	△113	27	△140	△126	△14	△27	5	△7	15
大阪	△143	28	△171	△140	△31	△28	5	△9	1
兵庫	△112	28	△140	△115	△25	△28	5	△6	5
奈良	△136	26	△162	△145	△17	△26	4	△1	7
和歌山	△151	27	△178	△160	△18	△27	4	△1	6
鳥取	△113	28	△141	△124	△17	△28	4	△1	8
島根	△139	26	△165	△148	△17	△26	4	△1	5
岡山	△110	26	△136	△121	△15	△26	4	△5	11
広島	△116	27	△143	△114	△29	△27	4	△6	0
山口	△172	27	△199	△178	△21	△27	4	△1	4
徳島	△159	27	△186	△170	△16	△27	4	0	7
香川	△143	26	△169	△152	△17	△26	4	△1	7
愛媛	△104	26	△130	△115	△15	△26	4	△1	8
高知	△126	28	△154	△131	△23	△28	4	0	2
福岡	△124	27	△151	△130	△21	△27	4	△4	6
佐賀	△141	28	△169	△150	△19	△28	4	0	5
長崎	△122	28	△150	△133	△17	△28	4	△1	7
熊本	△131	28	△159	△135	△24	△28	4	0	1
大分	△128	28	△156	△135	△21	△28	4	△1	4
宮崎	△132	28	△160	△141	△19	△28	4	0	6
鹿児島	△133	29	△162	△144	△18	△29	4	△1	9
沖縄	△105	28	△133	△114	△19	△28	4	0	5

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

## 生活保護と最低賃金の比較について（令和2年度）

秋田労働局賃金室

### I 前 提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 → I区
- 県内級地別人口 → 2級地-1： 315,814人（秋田市）  
3級地-1： 490,838人（能代市など8市）  
3級地-2： 216,467人（潟上市など16市町村）  
計 1,023,119人

※平成27年国勢調査による市町村別の人口

### II 生活保護（平成30年度10月改定反映）

#### （1）生活扶助基準

##### ① 第1類費及び第2類費 基準額

2級地-1	3級地-1	3級地-2
(71,680円×315,814人+67,470円×490,838人+65,080円×216,467人)÷1,023,119人		
=68,263円（1円未満切捨て）		

##### ② 第2類費 冬季加算（1か月平均）

級地別の冬季加算（1か月平均）

秋田県：（I区・1人） 12,540円×7÷12=7,315円（1円未満切捨て）

##### ③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1： 12,640円×1÷12=1,053円（1円未満切捨て）

3級地-1： 11,390円×1÷12= 949円（同上）

3級地-2： 10,760円×1÷12= 896円（同上）

(1,053円×315,814人+949円×490,838人+896円×216,467人)÷1,023,119人  
=970円

生活扶助基準（1類費及び1類費+2類費（冬季加算込み）+期末一時扶助費）

=①+②+③

=68,263円+7,315円+970円=76,548円（1円未満切捨て）

(2) 住宅扶助実績値

被保護世帯数 → 秋田市： 3,489 世帯  
秋田県（秋田市を除く）： 5,544 世帯  
計 9,033 世帯

住宅扶助実績値 → 秋田市： 21,598.5 円  
秋田県（秋田市を除く）： 13,229.2 円

※30年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

$$(21,598.5 \text{ 円} \times 3,489 \text{ 世帯} + 13,229.2 \text{ 円} \times 5,544 \text{ 世帯}) \div 9,033 \text{ 世帯} \\ = \underline{16,461 \text{ 円}} \text{ (1円未満切捨て)}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績

以上(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 76,548 + 16,461 = \underline{93,009 \text{ 円}}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 762 円（平成 30 年秋田県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の 1 か月の収入（手取額）は、

$$762 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.818 = \underline{108,332 \text{ 円}}$$

※0.818 は、時間額 761 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、平成 30 年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 93,009 - 108,332 = \blacktriangle 15,323 \text{ 円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとして、0.818 で割って手取額から額面に換算すると

$$\blacktriangle 15,323 \div 173.8 \div 0.818 = \underline{\blacktriangle 108 \text{ 円}} \text{ (1円未満切上げ)}$$

となり、108円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和元年度の地域別最低賃金引上げ額 28 円を足すと、

$$108 + 28 = 136 \text{ 円}$$

となり、令和元年地域別最低賃金引き上げ後は、136円最低賃金が生活保護を上回っている。

## 令和 2 年賃金改定状況調査結果

## ＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業，小売業
  - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
  - (カ) 医療，福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

## 3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%

4. 集計労働者 30,527 人

## 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 2 年 6 月 1 日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和 2 年 6 月 1 日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 2 年 6 月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔平成 30 年度分、令和元年度分〕

ホ 賃金改定状況〔令和 2 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 2 年 6 月 1 日現在〕

ロ 賃金形態〔令和 2 年 6 月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和元年 6 月分、令和 2 年 6 月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和元年 6 月分、令和 2 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和2年調査の第1～4表及び参考2における当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

(参考) 令和2年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和2年調査
産業	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>E－製造業            : I－卸売業，小売業            : M－宿泊業，飲食サービス業            : P－医療，福祉            : その他のサービス業<sup>(※)</sup>            = 6 : 3 : 1 : 1 : 2</p> <p>(※) その他のサービス業とは、            L－学術研究，専門・技術サービス業            N－生活関連サービス業，娯楽業            R－サービス業（他に分類されないもの）            の3産業を合わせたもの。</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>日本標準産業分類の産業大分類に基づき、            E－製造業            I－卸売業，小売業            M－宿泊業，飲食サービス業            P－医療，福祉            L－学術研究，専門・技術サービス業            N－生活関連サービス業，娯楽業            R－サービス業（他に分類されないもの）            の7産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。</p>
事業所規模	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>事業所規模 1～9人：10～29人＝            E－製造業 2 : 1            I－卸売業，小売業 3 : 1            M－宿泊業，飲食サービス業 3 : 1            P－医療，福祉 3 : 1            その他のサービス業 3 : 1</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。</p>
地域	<p>○調査対象範囲</p> <p>各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。</p>	<p>○調査対象範囲</p> <p>すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。</p>

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
		100.0	39.2	1.5		43.0	16.2	100.0		26.3	2.7	58.7	12.4		100.0	47.7	1.7	32.1	18.4	100.0
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	26.3	2.7	58.7	12.4	100.0	47.7	1.7	32.1	18.4	100.0	43.8	1.7	46.6	7.9
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	100.0	31.0	3.4	53.2	12.3	100.0	46.2	0.9	36.1	16.7	100.0	51.9	2.2	39.7	6.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	100.0	38.1	0.6	50.9	10.4	100.0	47.7	1.4	33.2	17.7	100.0	42.9	1.6	51.6	3.9
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	100.0	45.2	0.0	38.8	16.0	100.0	52.0	2.1	28.3	17.6	100.0	52.1	0.0	39.7	8.2
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8
R1年	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	100.0	45.8	1.1	41.2	12.0	100.0	56.0	1.5	28.3	14.3	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
		100.0	27.7	0.0		55.3	17.0 <th>100.0</th> <th>31.7</th> <th>1.4</th> <th>42.0</th> <th>24.8 <th>100.0</th> <th>52.6</th> <th>1.4</th> <th>30.3</th> <th>15.7 <th>100.0</th> <th>39.7</th> <th>1.7</th> <th>44.5</th> <th>14.2</th> </th></th>	100.0		31.7	1.4	42.0	24.8 <th>100.0</th> <th>52.6</th> <th>1.4</th> <th>30.3</th> <th>15.7 <th>100.0</th> <th>39.7</th> <th>1.7</th> <th>44.5</th> <th>14.2</th> </th>		100.0	52.6	1.4	30.3	15.7 <th>100.0</th> <th>39.7</th> <th>1.7</th> <th>44.5</th> <th>14.2</th>	100.0
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7	1.4	42.0	24.8	100.0	52.6	1.4	30.3	15.7	100.0	39.7	1.7	44.5	14.2
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	100.0	21.9	1.4	42.3	34.4	100.0	56.3	1.1	30.7	11.9	100.0	48.2	1.2	36.4	14.2
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	100.0	34.6	0.0	54.4	10.9	100.0	61.2	3.0	22.2	13.6	100.0	39.7	1.5	47.3	11.5
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	100.0	34.1	0.0	52.4	13.4	100.0	61.5	2.5	25.5	10.5	100.0	39.8	1.7	46.7	11.8
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1
R1年	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)	100.0	62.3	0.0	24.6	13.2	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所										賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計																					
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業（他 に分類 され ないも の）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業（他 に分類 され ないも の）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業（他 に分類 され ないも の）															
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-8.2	-13.6	-21.4	-20.0	-28.2	-2.2	0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	1.0	1.2	1.3	1.0	0.9				
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-21.4	-5.0	-1.2	-33.0	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2	1.2	0.8	0.1	0.8	1.7	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2		
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6		-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	0.9	0.9	1.3	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2		
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4	-7.9	-7.9		-15.3		-4.6	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.2	0.6	1.5	1.3	1.3	1.0	1.9	1.2	2.1	2.1	0.6	1.5	1.3	1.5	1.3		
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	1.0	0.8	0.8	0.8	1.1	1.1	1.0	0.6	1.0	1.5	1.5	1.0	0.8	1.1	1.1	1.1	1.1	
R 1 年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	(-1.1)	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	(1.3)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	1.2	1.2	(1.3)	1.1	(1.3)	1.1	(1.3)

(注) 1 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章している。

そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

2 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50	1.2 %	2.5 %	3.5 %	0.46
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41	1.0	2.7	5.0	0.74
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41	1.2	2.1	3.0	0.43
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43	1.0	1.9	5.0	1.05
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54
R11年	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46	1.0	1.9	4.8	1.00
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47	1.0	2.0	3.4	0.60
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47	1.3	2.7	3.7	0.44
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58
R11年	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

3 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）															
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率															
	1時間当たり賃金額 R1年 6月	R1年 6月																												
男	A	1,589	1,611	1,470	1,489	1,626	1,644	1,898	1,918	1,244	1,276	1,365	1,391	1,486	1,506	1,712	1,728	0.9	(0.2)	1.3	1.9	1.2	1.2	1.3	3.3	0.9	(0.2)			
	B	1,458	1,464	1,401	1,401	1,486	1,488	1,792	1,786	1,106	1,129	1,110	1,123	1,363	1,383	1,603	1,623	0.8	(0.9)	0.5	0.0	1.8	1.2	1.5	0.6	1.2	1.2	0.9	(0.9)	
	C	1,359	1,380	1,341	1,351	1,389	1,408	1,656	1,700	1,067	1,095	1,236	1,233	1,258	1,267	1,348	1,366	1.1	1.0	0.9	0.7	2.3	2.6	2.3	0.7	2.3	2.3	1.3	0.1	
計	D	1,230	1,241	1,163	1,182	1,268	1,266	1,497	1,518	994	1,008	1,045	1,052	1,203	1,220	1,262	1,283	1.5	(2.0)	1.4	1.4	3.1	1.4	1,203	1,220	1.4	2.2	1.7	1.7	2.0
	計	1,455	1,472	1,381	1,393	1,487	1,499	1,770	1,790	1,132	1,158	1,247	1,262	1,367	1,384	1,540	1,558	0.9	0.9	1.1	1.1	1.7	2.3	1,367	1,384	1.2	2.2	1.2	1.2	0.6
	A	1,856	1,874	1,671	1,689	1,848	1,865	2,256	2,287	1,441	1,448	1,539	1,546	1,708	1,715	1,882	1,893	0.5	(-0.2)	1.4	0.5	1.7	0.5	1,708	1,715	0.4	3.5	0.5	0.5	(-0.2)
男	B	1,763	1,769	1,648	1,643	1,759	1,760	2,142	2,150	1,246	1,270	1,193	1,202	1,530	1,547	1,885	1,918	0.7	(0.2)	0.4	0.8	-0.1	1.9	1,530	1,547	1.1	1.1	0.8	0.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1,573	1,582	1,655	1,677	1,910	1,955	1,233	1,241	1,486	1,496	1,419	1,415	1,526	1,537	1.3	0.5	2.4	0.6	2.6	0.7	1,419	1,415	-0.3	3.6	0.7	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	1,349	1,369	1,497	1,495	1,669	1,712	1,157	1,144	1,178	1,179	1,310	1,323	1,396	1,431	1.6	(1.9)	2.6	-1.1	1.2	0.1	1,310	1,323	1.0	-0.4	2.5	2.5	(1.9)
計	計	1,730	1,745	1,601	1,612	1,739	1,751	2,053	2,085	1,310	1,318	1,409	1,416	1,541	1,550	1,740	1,758	0.7	(0.2)	1.6	0.6	1.3	0.5	1,541	1,550	0.6	2.3	1.0	1.0	(0.2)
	A	1,355	1,379	1,171	1,191	1,340	1,359	1,599	1,612	1,179	1,219	1,265	1,301	1,440	1,461	1,426	1,450	1.4	(1.1)	0.8	3.4	1.1	2.8	1,440	1,461	1.5	3.4	1.7	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	1,060	1,066	1,210	1,214	1,401	1,392	1,060	1,082	1,069	1,082	1,322	1,342	1,269	1,281	0.3	(1.9)	-0.6	2.1	3.2	1.2	1,322	1,342	1.5	0.4	0.9	0.9	(1.9)
女	C	1,116	1,141	1,003	1,017	1,110	1,130	1,284	1,333	1,008	1,041	1,112	1,110	1,228	1,238	1,162	1,183	1.8	(0.5)	3.8	3.3	2.1	-0.2	1,228	1,238	0.8	2.1	1.8	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	938	965	1,066	1,066	1,205	1,222	956	973	938	951	1,175	1,193	1,091	1,105	0.0	(1.9)	1.4	1.8	3.4	1.4	1,175	1,193	1.5	2.8	1.3	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1,070	1,086	1,210	1,223	1,461	1,476	1,076	1,106	1,154	1,175	1,330	1,348	1,271	1,291	1.1	(1.3)	1.0	2.8	2.0	1.8	1,330	1,348	1.4	2.3	1.6	1.6	(1.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の教値（括弧内の教値）については「その他のサービス業」の教値を参考値として掲載している。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月		
一般 パート 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	0.9	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4		
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	0.5	0.0	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.7		
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	0.9	0.7	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0	1.0	1.4	1.0		
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1.4	1.6	1.4	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5		
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9		
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	0.9	1.1	1.4	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	0.9	1.4	
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	0.2	-0.4	0.0	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6		
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	0.8	0.8	1.0	1.0	2.6	2.6	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	1.5	0.4	1.5	
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1.1	1.4	1.1	-0.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
パ ー ト	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1.1	1.8	0.1	3.9	3.9	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8		
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	1.9	1.4	0.4	-4.8	-4.8	2.8	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3		
	C	993	1,016	2.3	1.8	1.5	1.0	1.9	3.2	3.2	-1.8	3.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7		
	D	966	976	1.0	2.5	2.2	2.1	0.0	1.3	1.3	-1.3	2.4	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1.5	1.7	0.7	1.0	1.0	1.2	3.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9
R1年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.5	19.0	44.5	3.9	100.0	9.4	1.9	18.1	67.4	3.1
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	5.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4	100.0	4.4	4.2	26.7	59.8	4.9
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3	100.0	4.0	1.2	18.4	74.5	1.9
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	26.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0	100.0	12.1	1.3	32.7	50.2	3.7
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2
R 1 1 年	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0	100.0	17.8	3.2	14.4	61.4	3.3
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	5.6	100.0	18.9	3.1	9.4	62.5	6.1
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7	100.0	15.9	0.0	24.8	55.6	3.7
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9	100.0	14.7	0.0	21.7	58.0	5.5
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3
R 1 1 年	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	100.0	26.2	1.7	9.9	55.3	7.0	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

- (注) 1 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定  
 2 令和元年調査では「学術研究, 専門・技術サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値) については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
38.1	39.4

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

平成30年度	令和元年度
245.0	243.7

# 令和2年度 賃金実態調査結果報告（抜粋）

（秋田県最低賃金）

秋 田 労 働 局

# 目 次

I	秋田県最低賃金実態調査の概要	1
II	調査対象産業集計単位	2
III	秋田県賃金実態調査表（賃金分布の概要）	3
IV	最低賃金改定に伴う未満率及び影響率の推移	4
V	最低賃金基礎調査結果表 令和2年度 総括表（1）	5
	最低賃金基礎調査結果表 令和元年度 総括表（1）	7
	最低賃金基礎調査結果表 令和2年度 総括表（2）	9
VI	全労働者に占めるパート労働者の比率・労働者の男女比	13
VII	統計用語の解説	14

# I 賃金実態調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

## 2 調査対象産業

- ① 製造業 ②卸売・小売業 ③学術、専門・技術サービス業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業
- ⑥ 医療、福祉 ⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

## 3 調査対象事業所規模

- ① 製造業 ～ 常用労働者数1人以上99人以下
- ② 製造業以外（上記2の②～⑦の産業） ～ 常用労働者数1人以上29人以下

## 4 調査対象月

令和2年6月

## 5 調査実施期間

令和2年6月1日～7月31日

## 6 集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては平成28年事業所統計調査を基にした母集団を労働者数に還元したものである。

## 7 集計事業所数及び労働者数

区 分	事業所数	労働者数
地域別最低賃金適用製造業	85事業所	960人
地域別最低賃金適用卸売・小売業	255事業所	1,945人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	90事業所	620人
地域別最低賃金適用医療、福祉業	108事業所	958人
地域別最低賃金適用サービス業	162事業所	887人
地域別最低賃金情報通信業	6事業所	93人
計	706事業所	5,463人

## Ⅱ 調査対象産業集計単位

### 地域別最低賃金適用産業計

- 1 地域別最低賃金適用製造業  
E09～E27 (E231～E232を除く)、E2832、E291～E294、E297、E301、E3023  
E31 (E311を除く)、E32
- 2 地域別最低賃金適用卸売・小売業  
I50～I55、I56～I60 (I5911、I5913を除く)
- 3 地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業  
M75～M77
- 4 地域別最低賃金適用医療、福祉  
P83～P85
- 5 地域別最低賃金適用サービス業  
L71～L74、N78～N80、R88～R95
- 6 情報通信業  
G41

### Ⅲ 秋田県賃金実態調査表

(賃金分布の概要)

地域 「県内全地域・地域別最賃対象産業」

秋田労働局 令和2年7月22日作成

賃金分布表 (年齢別計)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
時間当り平均賃金額	1,041 -1.7%	1,052 +1.1%	1,032 -1.9%	1,048 +1.6%	1,072 +2.3%	1,042 -2.8%	1,050 +0.8%	1,078 +2.7%	1,095 +1.6%	1,138 +3.9%	1,145 +0.6%
月1人当り労働時間数	150	153	151	149	149	152	149	147	148	149	144
第1・20分位数	640	650	650	660	665	680	695	720	739	762	790
第1・10分位数	652	670	667	680	690	696	700	720	750	775	796
第1・4分位数	718	730	715	734	750	750	750	781	800	833	843
中位数	900	897	872	893	910	900	910	933	951	1,000	1,000
4分位分散係数	0.263	0.271	0.267	0.259	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

#### IV 最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋 田 県 最 低 賃 金		平 成 22 年	平 成 23 年	平 成 24 年	平 成 25 年	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年
年	最低賃金	645 円	647 円	654 円	665 円	679 円	695 円	716 円	738 円	762 円	790 円	—
	未 満 率	1.7%	2.5%	2.8%	1.0%	0.7%	0.6%	0.9%	0.7%	0.9%	0.3%	1.0%
	影 響 率	5.3%	3.1%	5.5%	6.7%	7.6%	9.8%	15.7%	13.5%	16.6%	13.1%	—

(注)

- 1 未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 2 影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 3 未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

# V 令和2年度 最低賃金基礎調査結果表

02年 総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		最低賃金： 790円 産別適用除外含む全労働者								
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)		規模別			年齢別					
合計		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	128,419	52,247	61,131	15,041	274	2,031	81,888	14,445	13,823	15,958
円	1,112	528	369	216		42	558	41	58	413
-	779	(0.9)	(1.0)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.7)	(0.3)	(0.4)	(2.6)
780 -	780	1,198	588	394	216	42	608	41	70	437
		(0.9)	(1.1)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.7)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
781 -	781	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
782 -	782	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
783 -	783	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
784 -	784	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
785 -	785	1,216	604	394	217	42	626	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
786 -	786	1,216	604	394	217	42	626	41	70	437
		(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
787 -	787	1,233	621	394	217	42	643	41	70	437
		(1.0)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
788 -	788	1,284	672	394	217	42	679	41	85	437
		(1.0)	(1.3)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.6)	(2.7)
789 -	789	1,346	734	394	217	42	741	41	85	437
		(1.0)	(1.4)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.9)	(0.3)	(0.6)	(2.7)
790 -	790	11,506	4,388	6,214	905	69	341	5,698	1,187	1,097
		(9.0)	(8.4)	(10.2)	(6.0)	(25.2)	(16.8)	(7.0)	(8.2)	(7.9)
791 -	791	11,673	4,429	6,295	949	69	341	5,820	1,188	1,140
		(9.1)	(8.5)	(10.3)	(6.3)	(25.2)	(16.8)	(7.1)	(8.2)	(8.2)
792 -	792	11,993	4,667	6,331	995	69	342	6,065	1,188	1,200
		(9.3)	(8.9)	(10.4)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.4)	(8.2)	(8.7)
793 -	793	12,248	4,713	6,536	998	69	342	6,242	1,240	1,226
		(9.5)	(9.0)	(10.7)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.6)	(8.6)	(8.9)
794 -	794	12,263	4,716	6,549	998	69	342	6,257	1,240	1,226
		(9.5)	(9.0)	(10.7)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.6)	(8.6)	(8.9)
795 -	795	12,764	4,772	6,755	1,237	69	342	6,648	1,249	1,267
		(9.9)	(9.1)	(11.1)	(8.2)	(25.2)	(16.8)	(8.1)	(8.6)	(9.2)
796 -	796	12,853	4,833	6,781	1,239	69	342	6,661	1,265	1,268
		(10.0)	(9.3)	(11.1)	(8.2)	(25.2)	(16.8)	(8.1)	(8.8)	(9.2)
797 -	797	12,980	4,836	6,861	1,284	69	342	6,786	1,265	1,271
		(10.1)	(9.3)	(11.2)	(8.5)	(25.2)	(16.8)	(8.3)	(8.8)	(9.2)
798 -	798	13,034	4,836	6,913	1,285	69	342	6,814	1,290	1,271
		(10.1)	(9.3)	(11.3)	(8.5)	(25.2)	(16.8)	(8.3)	(8.9)	(9.2)
799 -	799	13,135	4,884	6,921	1,330	69	342	6,915	1,290	1,271
		(10.2)	(9.3)	(11.3)	(8.8)	(25.2)	(16.8)	(8.4)	(8.9)	(9.2)
800 -	800	20,973	9,117	10,466	1,389	222	908	10,439	2,056	2,045
		(16.3)	(17.5)	(17.1)	(9.2)	(81.2)	(44.7)	(12.7)	(14.2)	(14.8)
801 -	801	21,229	9,145	10,650	1,434	222	908	10,651	2,071	2,075
		(16.5)	(17.5)	(17.4)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.0)	(14.3)	(15.0)
802 -	802	21,496	9,378	10,683	1,434	222	908	10,659	2,118	2,241
		(16.7)	(17.9)	(17.5)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.0)	(14.7)	(16.2)
803 -	803	21,562	9,391	10,737	1,434	222	908	10,713	2,118	2,254
		(16.8)	(18.0)	(17.6)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.1)	(14.7)	(16.3)
804 -	804	21,605	9,406	10,764	1,434	222	908	10,755	2,118	2,254
		(16.8)	(18.0)	(17.6)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.1)	(14.7)	(16.3)
805 -	805	22,018	9,446	11,089	1,483	222	908	10,986	2,219	2,335
		(17.1)	(18.1)	(18.1)	(9.9)	(81.2)	(44.7)	(13.4)	(15.4)	(16.9)
806 -	806	22,196	9,608	11,104	1,483	222	922	11,033	2,231	2,335
		(17.3)	(18.4)	(18.2)	(9.9)	(81.2)	(45.4)	(13.5)	(15.4)	(16.9)
807 -	807	22,260	9,621	11,156	1,483	222	922	11,033	2,257	2,347
		(17.3)	(18.4)	(18.2)	(9.9)	(81.2)	(45.4)	(13.5)	(15.6)	(17.0)
808 -	808	22,376	9,692	11,156	1,528	222	922	11,107	2,257	2,368
		(17.4)	(18.6)	(18.2)	(10.2)	(81.2)	(45.4)	(13.6)	(15.6)	(17.1)
809 -	809	22,510	9,692	11,290	1,528	222	922	11,216	2,257	2,368
		(17.5)	(18.6)	(18.5)	(10.2)	(81.2)	(45.4)	(13.7)	(15.6)	(17.1)
810 -	810	23,760	10,097	11,998	1,664	222	959	11,937	2,358	2,587
		(18.5)	(19.3)	(19.6)	(11.1)	(81.2)	(47.2)	(14.6)	(16.3)	(18.7)
811 -	811	24,185	10,130	12,000	2,054	222	959	12,056	2,358	2,763
		(18.8)	(19.4)	(19.6)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(14.7)	(16.3)	(20.0)
812 -	812	24,383	10,172	12,157	2,054	222	959	12,232	2,358	2,785
		(19.0)	(19.5)	(19.9)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(14.9)	(16.3)	(20.1)
813 -	813	24,674	10,241	12,376	2,056	222	959	12,361	2,418	2,785
		(19.2)	(19.6)	(20.2)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(15.1)	(16.7)	(20.1)
814 -	814	24,782	10,270	12,454	2,057	222	959	12,448	2,418	2,785
		(19.3)	(19.7)	(20.4)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(15.2)	(16.7)	(20.1)
815 -	815	24,990	10,300	12,583	2,106	222	959	12,656	2,418	2,786
		(19.5)	(19.7)	(20.6)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.5)	(16.7)	(20.2)
816 -	816	25,101	10,377	12,618	2,107	222	959	12,704	2,418	2,820
		(19.5)	(19.9)	(20.6)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.5)	(16.7)	(20.4)
817 -	817	25,213	10,459	12,645	2,108	222	959	12,767	2,467	2,820
		(19.6)	(20.0)	(20.7)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.6)	(17.1)	(20.4)
818 -	818	25,362	10,476	12,776	2,109	222	959	12,890	2,467	2,820
		(19.7)	(20.1)	(20.9)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.7)	(17.1)	(20.4)
819 -	819	25,476	10,530	12,836	2,110	222	959	13,005	2,467	2,820
		(19.8)	(20.2)	(21.0)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.9)	(17.1)	(20.4)
820 -	820	26,812	11,236	13,456	2,120	222	1,115	13,606	2,640	2,980
		(20.9)	(21.5)	(22.0)	(14.1)	(81.2)	(54.9)	(16.6)	(18.3)	(21.6)

821 - 821	26,879 (20.9)	11,251 (21.5)	13,507 (22.1)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,628 (16.6)	2,640 (18.3)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
822 - 822	26,910 (21.0)	11,281 (21.6)	13,507 (22.1)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,658 (16.7)	2,640 (18.3)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
823 - 823	27,002 (21.0)	11,321 (21.7)	13,560 (22.2)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,731 (16.8)	2,659 (18.4)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
824 - 824	27,083 (21.1)	11,367 (21.8)	13,592 (22.2)	2,124 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,793 (16.8)	2,669 (18.5)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
825 - 825	27,263 (21.2)	11,467 (21.9)	13,670 (22.4)	2,126 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,903 (17.0)	2,739 (19.0)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
826 - 826	27,339 (21.3)	11,495 (22.0)	13,718 (22.4)	2,126 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,952 (17.0)	2,767 (19.2)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
827 - 827	27,411 (21.3)	11,540 (22.1)	13,744 (22.5)	2,127 (14.1)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	13,982 (17.1)	2,792 (19.3)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
828 - 828	27,574 (21.5)	11,629 (22.3)	13,818 (22.6)	2,127 (14.1)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	14,093 (17.2)	2,845 (19.7)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
829 - 829	27,674 (21.5)	11,680 (22.4)	13,818 (22.6)	2,176 (14.5)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	14,109 (17.2)	2,893 (20.0)	3,061 (22.1)	6,259 (39.2)
830 - 830	28,668 (22.3)	11,858 (22.7)	14,625 (23.9)	2,184 (14.5)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	14,973 (18.3)	2,945 (20.4)	3,063 (22.2)	6,298 (39.5)
831 - 831	28,878 (22.5)	11,858 (22.7)	14,791 (24.2)	2,229 (14.8)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,149 (18.5)	2,979 (20.6)	3,063 (22.2)	6,298 (39.5)
832 - 832	28,973 (22.6)	11,919 (22.8)	14,819 (24.2)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,168 (18.5)	2,989 (20.7)	3,072 (22.2)	6,355 (39.8)
833 - 833	29,324 (22.8)	12,089 (23.1)	14,999 (24.5)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,306 (18.7)	3,055 (21.2)	3,133 (22.7)	6,440 (40.4)
834 - 834	29,366 (22.9)	12,105 (23.2)	15,026 (24.6)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,321 (18.7)	3,055 (21.2)	3,133 (22.7)	6,440 (40.4)
835 - 835	29,538 (23.0)	12,198 (23.3)	15,095 (24.7)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,484 (18.9)	3,056 (21.2)	3,143 (22.7)	6,440 (40.4)
836 - 836	29,630 (23.1)	12,213 (23.4)	15,172 (24.8)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,575 (19.0)	3,056 (21.2)	3,143 (22.7)	6,440 (40.4)
837 - 837	29,733 (23.2)	12,256 (23.5)	15,232 (24.9)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,575 (19.0)	3,056 (21.2)	3,187 (23.1)	6,499 (40.7)
838 - 838	29,944 (23.3)	12,290 (23.5)	15,409 (25.2)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,733 (19.2)	3,056 (21.2)	3,239 (23.4)	6,499 (40.7)
839 - 839	30,083 (23.4)	12,338 (23.6)	15,499 (25.4)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,872 (19.4)	3,056 (21.2)	3,239 (23.4)	6,499 (40.7)
840 - 840	30,502 (23.8)	12,511 (23.9)	15,699 (25.7)	2,292 (15.2)	238 (86.7)	1,215 (59.8)	16,117 (19.7)	3,098 (21.4)	3,305 (23.9)	6,530 (40.9)
841 - 850	36,996 (28.8)	14,465 (27.7)	18,385 (30.1)	4,147 (27.6)	274 (100.0)	1,397 (68.8)	19,584 (23.9)	3,612 (25.0)	4,078 (29.5)	8,051 (50.5)
850 - 859	38,267 (29.8)	15,013 (28.7)	19,057 (31.2)	4,197 (27.9)		1,398 (68.8)	20,440 (25.0)	3,754 (26.0)	4,227 (30.6)	8,173 (51.2)
860 - 869	39,491 (30.8)	15,598 (29.9)	19,555 (32.0)	4,338 (28.8)		1,412 (69.5)	21,269 (26.0)	3,875 (26.8)	4,401 (31.8)	8,260 (51.8)
870 - 879	41,544 (32.4)	16,559 (31.7)	20,260 (33.1)	4,725 (31.4)		1,473 (72.5)	22,527 (27.5)	4,290 (29.7)	4,615 (33.4)	8,365 (52.4)
880 - 889	43,521 (33.9)	17,327 (33.2)	21,144 (34.6)	5,050 (33.6)		1,510 (74.4)	23,749 (29.0)	4,553 (31.5)	4,819 (34.9)	8,616 (54.0)
890 - 899	44,895 (35.0)	17,847 (34.2)	21,851 (35.7)	5,197 (34.5)		1,636 (80.6)	24,616 (30.1)	4,660 (32.3)	4,956 (35.9)	8,752 (54.8)
900 - 999	61,995 (48.3)	25,017 (47.9)	29,956 (49.0)	7,022 (46.7)		1,851 (91.1)	37,125 (45.3)	5,672 (39.3)	6,686 (48.4)	10,387 (65.1)
1000 - 1099	77,333 (60.2)	31,009 (59.4)	37,331 (61.1)	8,993 (59.8)		2,010 (99.0)	47,453 (57.9)	7,180 (49.7)	8,533 (61.7)	11,884 (74.5)
1100 - 1199	88,534 (68.9)	35,384 (67.7)	42,502 (69.5)	10,648 (70.8)		2,031 (100.0)	55,149 (67.3)	8,343 (57.8)	9,792 (70.8)	12,944 (81.1)
1200 - 1299	96,974 (75.5)	39,080 (74.8)	46,471 (76.0)	11,423 (75.9)			61,479 (75.1)	9,179 (63.5)	10,452 (75.6)	13,560 (85.0)
1300 - 1399	103,543 (80.6)	41,887 (80.2)	49,683 (81.3)	11,973 (79.6)			66,124 (80.7)	9,930 (68.7)	11,163 (80.8)	14,021 (87.9)
1400 - 1499	108,896 (84.8)	43,946 (84.1)	52,498 (85.9)	12,451 (82.8)			70,014 (85.5)	10,554 (73.1)	11,676 (84.5)	14,347 (89.9)
1500 -	128,419 (100.0)	52,247 (100.0)	61,131 (100.0)	15,041 (100.0)			81,888 (100.0)	14,445 (100.0)	13,823 (100.0)	15,958 (100.0)
月平均賃金額	168,919	170,076	163,311	187,690	51,697	75,777	176,935	194,480	169,926	117,640
時間当平均賃金額	1,145	1,158	1,134	1,148	806	848	1,156	1,255	1,135	1,046
月一人当たり労働時	144	144	139	163	64	96	150	149	146	112
第1・20分位数	790	790	790	790	790	790	790	790	790	790
第1・10分位数	796	800	790	808	790	790	800	800	800	790
第1・4分位数	843	850	838	843	790	800	860	850	843	800
中位数	1,000	1,000	1,000	1,015	800	820	1,024	1,103	1,000	850
四分位偏差係数	0.2235	0.2254	0.2215	0.2150	0.0068	0.0554	0.2143	0.3037	0.2191	0.1767

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比  
(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

# V 令和元年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		最低賃金： 762円								
1年		総括表(1)			就業形態：(全て)				産別適用除外含む全労働者	
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	123,657	53,837	41,814	28,006	1	1,511	79,809	15,159	12,758	14,419
円	301	179	20	101			185	27	27	62
-	751	(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
752 -	752	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
753 -	753	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
754 -	754	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
755 -	755	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
756 -	756	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
757 -	757	301	179	20	101		185	27	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
758 -	758	305	179	20	106		4	185	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)		(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
759 -	759	305	179	20	106		4	185	27	62
		(0.2)	(0.3)	(0.4)		(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
760 -	760	334	179	23	132		7	185	27	62
		(0.3)	(0.3)	(0.1)	(0.5)		(0.4)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
761 -	761	402	247	23	132		41	219	27	62
		(0.3)	(0.5)	(0.1)	(0.5)		(2.7)	(0.3)	(0.2)	(0.4)
762 -	762	6,226	3,115	1,598	1,513	1	63	2,639	667	934
		(5.0)	(5.8)	(3.8)	(5.4)	(100.0)	(4.2)	(3.3)	(4.4)	(7.3)
763 -	763	6,437	3,166	1,757	1,513		63	2,733	673	996
		(5.2)	(5.9)	(4.2)	(5.4)		(4.2)	(3.4)	(4.4)	(7.8)
764 -	764	7,056	3,643	1,900	1,513		63	2,828	704	1,036
		(5.7)	(6.8)	(4.5)	(5.4)		(4.2)	(3.5)	(4.6)	(8.1)
765 -	765	8,115	4,104	2,199	1,813		63	3,377	828	1,260
		(6.6)	(7.6)	(5.3)	(6.5)		(4.2)	(4.2)	(5.5)	(9.9)
766 -	766	8,201	4,113	2,199	1,889		63	3,457	828	1,266
		(6.6)	(7.6)	(5.3)	(6.7)		(4.2)	(4.3)	(5.5)	(9.9)
767 -	767	8,530	4,342	2,206	1,982		63	3,528	897	1,377
		(6.9)	(8.1)	(5.3)	(7.1)		(4.2)	(4.4)	(5.9)	(10.8)
768 -	768	8,664	4,342	2,230	2,092		63	3,566	897	1,473
		(7.0)	(8.1)	(5.3)	(7.5)		(4.2)	(4.5)	(5.9)	(11.5)
769 -	769	9,109	4,359	2,255	2,494		63	3,757	993	1,479
		(7.4)	(8.1)	(5.4)	(8.9)		(4.2)	(4.7)	(6.6)	(11.6)
770 -	770	11,694	5,644	2,938	3,112		64	4,736	1,325	2,110
		(9.5)	(10.5)	(7.0)	(11.1)		(4.3)	(5.9)	(8.7)	(16.5)
771 -	771	11,787	5,644	2,938	3,205		64	4,815	1,339	2,110
		(9.5)	(10.5)	(7.0)	(11.4)		(4.3)	(6.0)	(8.8)	(16.5)
772 -	772	11,916	5,669	3,014	3,234		67	4,879	1,362	2,149
		(9.6)	(10.5)	(7.2)	(11.5)		(4.4)	(6.1)	(9.0)	(16.8)
773 -	773	12,256	5,669	3,031	3,556		80	5,164	1,399	2,152
		(9.9)	(10.5)	(7.2)	(12.7)		(5.3)	(6.5)	(9.2)	(16.9)
774 -	774	12,294	5,680	3,057	3,556		80	5,170	1,399	2,162
		(9.9)	(10.6)	(7.3)	(12.7)		(5.3)	(6.5)	(9.2)	(16.9)
775 -	775	12,483	5,686	3,147	3,650		80	5,250	1,419	2,222
		(10.1)	(10.6)	(7.5)	(13.0)		(5.3)	(6.6)	(9.4)	(17.4)
776 -	776	12,553	5,686	3,177	3,691		80	5,307	1,419	2,236
		(10.2)	(10.6)	(7.6)	(13.2)		(5.3)	(6.6)	(9.4)	(17.5)
777 -	777	12,679	5,805	3,183	3,691		80	5,307	1,446	2,236
		(10.3)	(10.8)	(7.6)	(13.2)		(5.3)	(6.6)	(9.5)	(17.5)
778 -	778	12,747	5,814	3,186	3,747		80	5,353	1,446	2,250
		(10.3)	(10.8)	(7.6)	(13.4)		(5.3)	(6.7)	(9.5)	(17.6)
779 -	779	12,921	5,814	3,290	3,817		94	5,512	1,446	2,250
		(10.4)	(10.8)	(7.9)	(13.6)		(6.2)	(6.9)	(9.5)	(17.6)
780 -	780	15,384	7,224	3,801	4,359		161	6,548	1,999	2,517
		(12.4)	(13.4)	(9.1)	(15.6)		(10.7)	(8.2)	(13.2)	(19.7)
781 -	781	15,442	7,232	3,822	4,387		161	6,586	2,000	2,535
		(12.5)	(13.4)	(9.1)	(15.7)		(10.7)	(8.3)	(13.2)	(19.9)
782 -	782	15,678	7,329	3,822	4,527		161	6,697	2,000	2,605
		(12.7)	(13.6)	(9.1)	(16.2)		(10.7)	(8.4)	(13.2)	(20.4)
783 -	783	15,796	7,329	3,830	4,636		161	6,813	2,001	2,605
		(12.8)	(13.6)	(9.2)	(16.6)		(10.7)	(8.5)	(13.2)	(20.4)
784 -	784	15,855	7,339	3,866	4,650		161	6,837	2,001	2,640
		(12.8)	(13.6)	(9.2)	(16.6)		(10.7)	(8.6)	(13.2)	(20.7)
785 -	785	15,909	7,356	3,888	4,665		161	6,887	2,004	2,640
		(12.9)	(13.7)	(9.3)	(16.7)		(10.7)	(8.6)	(13.2)	(20.7)
786 -	786	15,967	7,370	3,919	4,679		161	6,932	2,004	2,650
		(12.9)	(13.7)	(9.4)	(16.7)		(10.7)	(8.7)	(13.2)	(20.8)
787 -	787	16,006	7,370	3,931	4,705		161	6,938	2,010	2,677
		(12.9)	(13.7)	(9.4)	(16.8)		(10.7)	(8.7)	(13.3)	(21.0)
788 -	788	16,118	7,422	3,937	4,759		161	7,031	2,024	2,683
		(13.0)	(13.8)	(9.4)	(17.0)		(10.7)	(8.8)	(13.4)	(21.0)
789 -	789	16,204	7,422	3,989	4,794		161	7,116	2,024	2,683
		(13.1)	(13.8)	(9.5)	(17.1)		(10.7)	(8.9)	(13.4)	(21.0)
790 -	790	17,029	7,734	4,222	5,073		161	7,671	2,149	2,761
		(13.8)	(14.4)	(10.1)	(18.1)		(10.7)	(9.6)	(14.2)	(21.6)
791 -	791	17,129	7,775	4,252	5,102		161	7,733	2,149	2,783
		(13.9)	(14.4)	(10.2)	(18.2)		(10.7)	(9.7)	(14.2)	(21.8)
792 -	792	17,381	7,790	4,278	5,313		161	7,753	2,273	2,807
		(14.1)	(14.5)	(10.2)	(19.0)		(10.7)	(9.7)	(15.0)	(22.0)

793 - 793	17,513 (14.2)	7,790 (14.5)	4,348 (10.4)	5,375 (19.2)		161 (10.7)	7,827 (9.8)	2,284 (15.1)	2,821 (22.1)	4,419 (30.6)
794 - 794	17,527 (14.2)	7,790 (14.5)	4,357 (10.4)	5,379 (19.2)		161 (10.7)	7,831 (9.8)	2,284 (15.1)	2,821 (22.1)	4,429 (30.7)
795 - 795	18,224 (14.7)	8,403 (15.6)	4,384 (10.5)	5,437 (19.4)		161 (10.7)	8,022 (10.1)	2,342 (15.5)	2,951 (23.1)	4,747 (32.9)
796 - 796	18,277 (14.8)	8,451 (15.7)	4,390 (10.5)	5,437 (19.4)		161 (10.7)	8,051 (10.1)	2,354 (15.5)	2,963 (23.2)	4,747 (32.9)
797 - 797	18,398 (14.9)	8,508 (15.8)	4,419 (10.6)	5,471 (19.5)		161 (10.7)	8,107 (10.2)	2,403 (15.9)	2,978 (23.3)	4,748 (32.9)
798 - 798	18,504 (15.0)	8,530 (15.8)	4,421 (10.6)	5,553 (19.8)		161 (10.7)	8,184 (10.3)	2,417 (15.9)	2,992 (23.5)	4,748 (32.9)
799 - 799	18,532 (15.0)	8,530 (15.8)	4,421 (10.6)	5,581 (19.9)		161 (10.7)	8,199 (10.3)	2,417 (15.9)	3,006 (23.6)	4,748 (32.9)
800 - 800	24,632 (19.9)	12,005 (22.3)	5,751 (13.8)	6,875 (24.5)		303 (20.0)	11,355 (14.2)	3,038 (20.0)	3,760 (29.5)	6,176 (42.8)
801 - 801	24,760 (20.0)	12,005 (22.3)	5,866 (14.0)	6,889 (24.6)		303 (20.0)	11,479 (14.4)	3,042 (20.1)	3,760 (29.5)	6,176 (42.8)
802 - 802	24,786 (20.0)	12,009 (22.3)	5,874 (14.0)	6,903 (24.6)		303 (20.0)	11,505 (14.4)	3,042 (20.1)	3,760 (29.5)	6,176 (42.8)
803 - 803	24,897 (20.1)	12,083 (22.4)	5,911 (14.1)	6,903 (24.6)		303 (20.0)	11,542 (14.5)	3,094 (20.4)	3,782 (29.6)	6,176 (42.8)
804 - 804	25,022 (20.2)	12,127 (22.5)	5,920 (14.2)	6,975 (24.9)		303 (20.0)	11,644 (14.6)	3,108 (20.5)	3,791 (29.7)	6,176 (42.8)
805 - 805	25,172 (20.4)	12,147 (22.6)	6,050 (14.5)	6,975 (24.9)		303 (20.0)	11,778 (14.8)	3,124 (20.6)	3,791 (29.7)	6,176 (42.8)
806 - 806	25,195 (20.4)	12,163 (22.6)	6,057 (14.5)	6,975 (24.9)		303 (20.0)	11,801 (14.8)	3,124 (20.6)	3,791 (29.7)	6,176 (42.8)
807 - 807	25,274 (20.4)	12,163 (22.6)	6,094 (14.6)	7,017 (25.1)		317 (21.0)	11,818 (14.8)	3,171 (20.9)	3,791 (29.7)	6,177 (42.8)
808 - 808	25,345 (20.5)	12,186 (22.6)	6,100 (14.6)	7,059 (25.2)		317 (21.0)	11,889 (14.9)	3,171 (20.9)	3,791 (29.7)	6,177 (42.8)
809 - 809	25,445 (20.6)	12,240 (22.7)	6,120 (14.6)	7,086 (25.3)		317 (21.0)	11,932 (15.0)	3,185 (21.0)	3,791 (29.7)	6,220 (43.1)
810 - 810	26,459 (21.4)	12,935 (24.0)	6,201 (14.8)	7,323 (26.1)		317 (21.0)	12,731 (16.0)	3,246 (21.4)	3,844 (30.1)	6,320 (43.8)
811 - 811	26,555 (21.5)	12,935 (24.0)	6,201 (14.8)	7,419 (26.5)		317 (21.0)	12,731 (16.0)	3,246 (21.4)	3,844 (30.1)	6,416 (44.5)
812 - 812	26,764 (21.6)	13,092 (24.3)	6,225 (14.9)	7,447 (26.6)		317 (21.0)	12,934 (16.2)	3,246 (21.4)	3,844 (30.1)	6,423 (44.5)
813 - 819	27,724 (22.4)	13,505 (25.1)	6,450 (15.4)	7,769 (27.7)		463 (30.6)	13,395 (16.8)	3,290 (21.7)	4,028 (31.6)	6,546 (45.4)
820 - 829	29,715 (24.0)	14,469 (26.9)	6,656 (15.9)	8,590 (30.7)		632 (41.8)	14,551 (18.2)	3,533 (23.3)	4,213 (33.0)	6,785 (47.1)
830 - 839	31,708 (25.6)	15,422 (28.6)	7,106 (17.0)	9,180 (32.8)		632 (41.8)	16,137 (20.2)	3,616 (23.9)	4,430 (34.7)	6,893 (47.8)
840 - 849	33,108 (26.8)	16,095 (29.9)	7,367 (17.6)	9,647 (34.4)		632 (41.8)	17,242 (21.6)	3,686 (24.3)	4,449 (34.9)	7,099 (49.2)
850 - 859	37,186 (30.1)	18,423 (34.2)	8,633 (20.6)	10,131 (36.2)		783 (51.9)	19,996 (25.1)	4,126 (27.2)	4,788 (37.5)	7,492 (52.0)
860 - 869	39,301 (31.8)	19,190 (35.6)	9,238 (22.1)	10,873 (38.8)		836 (55.3)	21,228 (26.6)	4,371 (28.8)	5,162 (40.5)	7,704 (53.4)
870 - 879	41,824 (33.8)	20,601 (38.3)	9,951 (23.8)	11,272 (40.3)		913 (60.4)	22,797 (28.6)	4,633 (30.6)	5,541 (43.4)	7,939 (55.1)
880 - 889	43,675 (35.3)	21,209 (39.4)	10,542 (25.2)	11,925 (42.6)		1,015 (67.2)	24,172 (30.3)	4,688 (30.9)	5,675 (44.5)	8,125 (56.3)
890 - 899	45,106 (36.5)	21,675 (40.3)	11,282 (27.0)	12,149 (43.4)		1,027 (68.0)	25,200 (31.6)	4,827 (31.8)	5,853 (45.9)	8,197 (56.9)
900 - 999	59,864 (48.4)	28,011 (52.0)	16,645 (39.8)	15,208 (54.3)		1,291 (85.5)	35,084 (44.0)	6,422 (42.4)	7,096 (55.6)	9,970 (69.1)
1000 - 1099	74,683 (60.4)	34,018 (63.2)	22,620 (54.1)	18,045 (64.4)		1,302 (86.2)	44,991 (56.4)	8,000 (52.8)	8,678 (68.0)	11,712 (81.2)
1100 - 1199	86,620 (70.0)	38,571 (71.6)	27,640 (66.1)	20,408 (72.9)		1,407 (93.1)	54,106 (67.8)	9,088 (59.9)	9,762 (76.5)	12,257 (85.0)
1200 - 1299	95,076 (76.9)	42,178 (78.3)	30,923 (74.0)	21,974 (78.5)		1,511 (100.0)	60,574 (75.9)	9,985 (65.9)	10,278 (80.6)	12,727 (88.3)
1300 - 1399	101,774 (82.3)	44,851 (83.3)	34,014 (81.3)	22,909 (81.8)			65,442 (82.0)	10,965 (72.3)	10,690 (83.8)	13,165 (91.3)
1400 - 1499	106,767 (86.3)	46,857 (87.0)	36,151 (86.5)	23,760 (84.8)			69,092 (86.6)	11,592 (76.5)	11,269 (88.3)	13,303 (92.3)
1500 -	123,657 (100.0)	53,837 (100.0)	41,814 (100.0)	28,006 (100.0)			79,809 (100.0)	15,159 (100.0)	12,758 (100.0)	14,419 (100.0)
月平均賃金額	173,752	163,421	185,986	175,347	18,288	133,778	184,594	197,755	155,885	108,522
時間当平均賃金額	1,138	1,119	1,161	1,139	762	899	1,157	1,266	1,067	985
月一人当たり労働時	149	141	158	150	24	148	157	151	144	106
第1・20分位数	762	762	765	762	762	773	770	765	762	762
第1・10分位数	775	770	790	770	762	780	795	780	767	762
第1・4分位数	833	816	889	807	762	815	859	850	800	777
中位数	1,000	980	1,060	950	762	850	1,042	1,067	928	850
四分位偏差係数	0.2169	0.2217	0.2021	0.2213	0.0005	0.0554	0.2075	0.2807	0.2037	0.1317
【上段】	累積労働者数				【下段】	累積構成比				
(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。										

# 令和2年度 最低賃金基礎調査結果表（性別、年齢別）

総括表（2）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）  
02年

産業：食料品、飲料、飼料業就業形態：（全て）

最低賃金：790円  
産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	男										女													
		17歳以下		18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上		17歳以下		18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上	
		男性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計		女性計	
計	128,419	55,907	105	951	35,944	6,477	6,125	6,303	72,512	169	1,080	45,943	7,968	7,698	9,654										
円	1,112	166			43		28	95	947		42	515	41	30	318										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.5)	(1.3)		(3.9)	(1.1)	(0.5)	(0.4)	(3.3)										
780 -	1,198	178			43		28	107	1,020		42	565	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.2)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
781 -	1,215	178			43		28	107	1,037		42	582	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
782 -	1,215	178			43		28	107	1,037		42	582	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
783 -	1,215	178			43		28	107	1,037		42	582	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
784 -	1,215	178			43		28	107	1,037		42	582	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
785 -	1,216	178			43		28	107	1,038		42	583	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
786 -	1,216	178			43		28	107	1,038		42	583	41	42	330										
-	(0.9)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.4)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
787 -	1,233	178			43		28	107	1,055		42	600	41	42	330										
-	(1.0)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.5)		(3.9)	(1.3)	(0.5)	(0.5)	(3.4)										
788 -	1,284	178			43		28	107	1,106		42	636	41	42	330										
-	(1.0)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.5)		(3.9)	(1.4)	(0.5)	(0.7)	(3.4)										
789 -	1,346	178			43		28	107	1,168		42	698	41	42	330										
-	(1.0)	(0.3)			(0.1)		(0.5)	(1.7)	(1.6)		(3.9)	(1.5)	(0.5)	(0.7)	(3.4)										
790 -	11,506	1,875	27	149	849	61	124	665	9,632	42	192	4,849	1,125	973	2,450										
-	(9.0)	(3.4)	(25.6)	(15.6)	(2.4)	(0.9)	(2.0)	(10.5)	(13.3)	(24.9)	(17.8)	(10.6)	(14.1)	(12.6)	(25.4)										
791 -	11,673	1,875	27	149	849	61	124	665	9,798	42	192	4,972	1,126	1,016	2,450										
-	(9.1)	(3.4)	(25.6)	(15.6)	(2.4)	(0.9)	(2.0)	(10.5)	(13.5)	(24.9)	(17.8)	(10.8)	(14.1)	(13.2)	(25.4)										
792 -	11,993	1,920	27	149	894	61	124	665	10,073	42	193	5,171	1,126	1,076	2,464										
-	(9.3)	(3.4)	(25.6)	(15.6)	(2.5)	(0.9)	(2.0)	(10.5)	(13.9)	(24.9)	(17.9)	(11.3)	(14.1)	(14.0)	(25.5)										
793 -	12,248	1,966	27	149	940	61	124	665	10,281	42	193	5,301	1,179	1,102	2,464										
-	(9.5)	(3.5)	(25.6)	(15.6)	(2.6)	(0.9)	(2.0)	(10.5)	(14.2)	(24.9)	(17.9)	(11.5)	(14.8)	(14.3)	(25.5)										
794 -	12,263	1,966	27	149	940	61	124	665	10,297	42	193	5,317	1,179	1,102	2,464										
-	(9.5)	(3.5)	(25.6)	(15.6)	(2.6)	(0.9)	(2.0)	(10.5)	(14.2)	(24.9)	(17.9)	(11.6)	(14.8)	(14.3)	(25.5)										
795 -	12,764	1,976	27	149	940	71	124	665	10,788	42	193	5,708	1,179	1,143	2,524										
-	(9.9)	(3.5)	(25.6)	(15.6)	(2.6)	(1.1)	(2.0)	(10.5)	(14.9)	(24.9)	(17.9)	(12.4)	(14.8)	(14.8)	(26.1)										
796 -	12,853	2,010	27	149	940	71	124	699	10,843	42	193	5,721	1,194	1,144	2,549										
-	(10.0)	(3.6)	(25.6)	(15.6)	(2.6)	(1.1)	(2.0)	(11.1)	(15.0)	(24.9)	(17.9)	(12.5)	(15.0)	(14.9)	(26.4)										
797 -	12,980	2,010	27	149	940	71	124	699	10,970	42	193	5,846	1,194	1,147	2,549										
-	(10.1)	(3.6)	(25.6)	(15.6)	(2.6)	(1.1)	(2.0)	(11.1)	(15.1)	(24.9)	(17.9)	(12.7)	(15.0)	(14.9)	(26.4)										

798 -	798	13,034 (10.1)	2,010 (3.6)	27 (25.6)	149 (15.6)	940 (2.6)	71 (1.1)	124 (2.0)	699 (11.1)	11,024 (15.2)	42 (24.9)	193 (17.9)	5,873 (12.8)	1,219 (15.3)	1,147 (14.9)	2,549 (26.4)
799 -	799	13,135 (10.2)	2,018 (3.6)	27 (25.6)	149 (15.6)	948 (2.6)	71 (1.1)	124 (2.0)	699 (11.1)	11,117 (15.3)	42 (24.9)	193 (17.9)	5,966 (13.0)	1,219 (15.3)	1,147 (14.9)	2,549 (26.4)
800 -	800	20,973 (16.3)	3,751 (6.7)	90 (85.7)	502 (52.8)	1,643 (4.6)	146 (2.3)	176 (2.9)	1,193 (18.9)	17,222 (23.8)	132 (78.5)	406 (37.6)	8,796 (19.1)	1,910 (24.3)	1,870 (24.3)	4,108 (42.6)
801 -	801	21,229 (16.5)	3,751 (6.7)	90 (85.7)	502 (52.8)	1,643 (4.6)	146 (2.3)	176 (2.9)	1,193 (18.9)	17,479 (24.1)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,007 (19.6)	1,925 (24.2)	1,900 (24.7)	4,108 (42.6)
802 -	802	21,496 (16.7)	(3758.4) (6.7)	(90.2) (85.7)	(502.3) (52.8)	(1651.3) (4.6)	(146.1) (2.3)	(175.6) (2.9)	(1192.9) (18.9)	(17737.3) (24.5)	(132.3) (78.5)	(406.1) (37.6)	(9007.3) (19.6)	(1971.8) (24.7)	(2065.2) (26.8)	(4154.6) (43.0)
803 -	803	21,562 (16.8)	3,758 (6.7)	90 (85.7)	502 (52.8)	1,651 (4.6)	146 (2.3)	176 (2.9)	1,193 (18.9)	17,804 (24.6)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,061 (19.7)	1,972 (24.7)	2,078 (27.0)	4,155 (43.0)
804 -	804	21,605 (16.8)	3,785 (6.8)	90 (85.7)	502 (52.8)	1,678 (4.7)	146 (2.3)	176 (2.9)	1,193 (18.9)	17,819 (24.6)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,076 (19.8)	1,972 (24.7)	2,078 (27.0)	4,155 (43.0)
805 -	805	22,018 (17.1)	3,854 (6.9)	90 (85.7)	502 (52.8)	1,698 (4.7)	195 (3.0)	176 (2.9)	1,193 (18.9)	18,164 (25.0)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,287 (20.2)	2,025 (25.4)	2,159 (28.0)	4,155 (43.0)
806 -	806	22,196 (17.3)	3,946 (7.1)	90 (85.7)	516 (54.3)	1,698 (4.7)	195 (3.0)	176 (2.9)	1,271 (20.2)	18,250 (25.2)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,335 (20.3)	2,037 (25.6)	2,159 (28.0)	4,181 (43.3)
807 -	807	22,260 (17.3)	(3946.1) (7.1)	(90.2) (85.7)	(516.2) (54.3)	(1698.0) (4.7)	(194.8) (3.0)	(175.6) (2.9)	(1271.3) (20.2)	(18313.9) (25.3)	(132.3) (78.5)	(406.1) (37.6)	(9335.1) (20.3)	(2062.1) (25.9)	(2171.9) (28.2)	(4206.3) (43.6)
808 -	808	22,376 (17.4)	3,988 (7.1)	90 (85.7)	516 (54.3)	1,698 (4.7)	195 (3.0)	196 (3.2)	1,292 (20.5)	18,388 (25.4)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,409 (20.5)	2,062 (25.9)	2,172 (28.2)	4,206 (43.6)
809 -	809	22,510 (17.5)	4,042 (7.2)	90 (85.6693)	516 (54.2576)	1,752 (4.8)	195 (3.0)	196 (3.2)	1,292 (20.5)	18,468 (25.4)	132 (78.5)	406 (37.6)	9,464 (20.5)	2,062 (25.9)	2,172 (28.2)	4,232 (43.6)
810 -	810	23,760 (18.5)	4,183 (7.4)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	4,874 (5.1)	3,007 (3.0)	3,205 (3.2)	20,497 (20.2)	25,469 (25.2)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	20,598 (20.3)	25,880 (25.6)	28,215 (28.0)	43,834 (43.3)
811 -	811	24,185 (18.8)	4,183 (7.4)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,112 (5.1)	209 (2.0)	3,205 (3.2)	20,592 (20.2)	26,997 (25.3)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	21,981 (20.3)	26,980 (25.9)	31,060 (28.2)	45,558 (43.6)
812 -	812	24,383 (19.0)	4,205 (7.5)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,112 (5.1)	209 (2.0)	3,205 (3.2)	20,592 (20.2)	27,827 (25.3)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	22,781 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	46,903 (43.6)
813 -	813	24,674 (19.2)	4,398 (7.8)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,271 (5.2)	243 (2.4)	3,553 (3.5)	22,216 (22.2)	27,961 (25.3)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	22,781 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	46,903 (43.6)
814 -	814	24,782 (19.3)	4,428 (7.9)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,355 (5.3)	243 (2.4)	3,553 (3.5)	22,216 (22.2)	28,068 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	22,905 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
815 -	815	24,990 (19.5)	4,429 (7.9)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,355 (5.3)	243 (2.4)	3,553 (3.5)	22,216 (22.2)	28,354 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	23,356 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
816 -	816	25,101 (19.5)	4,458 (7.9)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,355 (5.3)	243 (2.4)	3,553 (3.5)	22,216 (22.2)	28,468 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	23,461 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
817 -	817	25,213 (19.6)	4,537 (8.1)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,439 (5.4)	291 (2.9)	3,569 (3.5)	22,673 (22.6)	28,513 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	23,531 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
818 -	818	25,362 (19.7)	4,537 (8.1)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,439 (5.4)	291 (2.9)	3,569 (3.5)	22,673 (22.6)	28,824 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	23,531 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
819 -	819	25,476 (19.8)	4,568 (8.1)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,524 (5.5)	291 (2.9)	3,569 (3.5)	22,673 (22.6)	29,008 (25.4)	78,468 (78.5)	37,611 (37.6)	23,531 (20.3)	27,301 (25.9)	33,346 (28.2)	47,118 (43.6)
820 -	820	26,812 (20.9)	4,702 (8.4)	90 (85.6693)	552 (58.0715)	5,667 (5.6)	294 (2.9)	3,816 (3.8)	23,712 (23.7)	30,491 (25.4)	78,468 (78.5)	52,097 (52.1)	25,180 (20.3)	29,438 (29.4)	35,673 (35.7)	49,249 (49.2)

821 -	821	26,879 (20.9)	4,732 8,4638	90 85.6693	552 58.0715	2,037 5,6667	294 4,5374	264 4,3055	1,495 23,7126	22,147 30,5433	132 78,4687	563 52,0978	11,591 25,2292	2,346 29,4388	2,761 35,8694	4,755 49,2494
822 -	822	26,910 (21.0)	4,732 8,4638	90 85.6693	552 58.0715	2,037 5,6667	294 4,5374	264 4,3055	1,495 23,7126	22,178 30,5849	132 78,4687	563 52,0978	11,621 25,2949	2,346 29,4388	2,761 35,8694	4,755 49,2494
823 -	823	27,002 (21.0)	4,791 8,5692	90 85.6693	552 58.0715	2,093 5,8227	297 4,5820	264 4,3055	1,495 23,7126	22,211 30,6315	132 78,4687	563 52,0978	11,638 25,3317	2,363 29,6508	2,761 35,8694	4,755 49,2494
824 -	824	27,083 (21.1)	4,811 8,6048	90 85.6693	552 58.0715	2,094 5,8255	306 4,7279	264 4,3055	1,504 23,8625	22,273 30,7160	132 78,4687	563 52,0978	11,700 25,4651	2,363 29,6508	2,761 35,8694	4,755 49,2494
825 -	825	27,263 (21.2)	4,826 8,6318	90 85.6693	552 58.0715	2,109 5,8675	306 4,7279	264 4,3055	1,504 23,8625	22,437 30,9430	132 78,4687	563 52,0978	11,794 25,6717	2,432 30,5253	2,761 35,8694	4,755 49,2494
826 -	826	27,339 (21.3)	4,847 8,6699	90 85.6693	552 58.0715	2,130 5,9267	306 4,7279	264 4,3055	1,504 23,8625	22,492 31,0188	132 78,4687	563 52,0978	11,821 25,7303	2,460 30,8766	2,761 35,8694	4,755 49,2494
827 -	827	27,411 (21.3)	4,862 8,6969	105 100.0000	552 58.0715	2,130 5,9267	306 4,7279	264 4,3055	1,504 23,8625	22,549 31,0966	132 78,4687	563 52,0978	11,852 25,7974	2,486 31,1981	2,761 35,8694	4,755 49,2494
828 -	828	27,574 (21.5)	4,862 8,6969		552 58.0715	2,130 5,9267	306 4,7279	264 4,3055	1,504 23,8625	22,712 31,3214	132 78,4687	563 52,0978	11,962 26,0372	2,539 31,8606	2,761 35,8694	4,755 49,2494
829 -	829	27,674 (21.5)	4,888 8,7429		552 58.0715	2,145 5,9687	306 4,7279	274 4,4789	1,504 23,8625	22,786 31,4238	132 78,4687	563 52,0978	11,963 26,0394	2,586 32,4603	2,787 36,2010	4,755 49,2494
830 -	830	28,668 (22.3)	5,111 9,1421		552 58.0715	2,352 6,5448	321 4,9608	274 4,4789	1,505 23,8784	23,557 32,4868	132 78,4687	599 55,4578	12,620 27,4692	2,624 32,9282	2,789 36,2270	4,793 49,6460
831 -	831	28,878 (22.5)	5,224 9,3447		552 58.0715	2,432 6,7649	355 5,4877	274 4,4789	1,505 23,8784	23,654 32,6211	132 78,4687	599 55,4578	12,718 27,6813	2,624 32,9282	2,789 36,2270	4,793 49,6460
832 -	832	28,973 (22.6)	5,261 9,4106		552 58.0715	2,432 6,7649	355 5,4877	274 4,4789	1,542 24,4634	23,712 32,7010	132 78,4687	599 55,4578	12,737 27,7224	2,633 33,0468	2,798 36,3498	4,813 49,8539
833 -	833	29,324 (22.8)	5,434 9,7190		552 58.0715	2,507 6,9738	383 5,9171	274 4,4789	1,612 25,5662	23,890 32,9464	132 78,4687	599 55,4578	12,800 27,8594	2,672 33,5351	2,859 37,1422	4,828 50,0102
834 -	834	29,366 (22.9)	5,434 9,7190		552 58.0715	2,507 6,9738	383 5,9171	274 4,4789	1,612 25,5662	23,932 33,0044	132 78,4687	626 57,9550	12,815 27,8923	2,672 33,5351	2,859 37,1422	4,828 50,0102
835 -	835	29,538 (23.0)	5,452 9,7528		552 58.0715	2,516 7,0000	383 5,9171	284 4,6332	1,612 25,5662	24,086 33,2166	132 78,4687	626 57,9550	12,968 28,2250	2,673 33,5477	2,859 37,1422	4,828 50,0102
836 -	836	29,630 (23.1)	5,452 9,7528		552 58.0715	2,516 7,0000	383 5,9171	284 4,6332	1,612 25,5662	24,177 33,3423	132 78,4687	626 57,9550	13,059 28,4235	2,673 33,5477	2,859 37,1422	4,828 50,0102
837 -	837	29,733 (23.2)	5,486 9,8135		552 58.0715	2,516 7,0000	383 5,9171	284 4,6332	1,646 26,1048	24,247 33,4382	132 78,4687	626 57,9550	13,059 28,4235	2,673 33,5477	2,903 37,7121	4,854 50,2756
838 -	838	29,944 (23.3)	5,516 9,8671		552 58.0715	2,546 7,0835	383 5,9171	284 4,6332	1,646 26,1048	24,427 33,6873	132 78,4687	626 57,9550	13,187 28,7018	2,673 33,5477	2,956 38,3979	4,854 50,2756
839 -	839	30,083 (23.4)	5,606 10,0280		552 58.0715	2,636 7,3337	383 5,9171	284 4,6332	1,646 26,1048	24,476 33,7548	132 78,4687	626 57,9550	13,235 28,8083	2,673 33,5477	2,956 38,3979	4,854 50,2756
840 -	840	30,502 (23.8)	5,642 10,0921		552 58.0715	2,651 7,3757	383 5,9171	284 4,6332	1,666 26,4343	24,859 34,2831	132 78,4687	662 61,3161	13,466 29,3094	2,715 34,0754	3,021 39,2432	4,863 50,3736
841 -	850	36,996 (28.8)	6,682 11,9526		579 60.8170	3,323 9,2444	464 7,1593	351 5,7241	1,861 29,5283	30,314 41,8058	169 100.0000	819 75,8110	16,261 35,3940	3,149 39,5154	3,727 48,4202	6,190 64,1151
850 -	859	38,267 (29.8)	7,020 12,5562		579 60.8170	3,582 9,9652	464 7,1593	380 6,2009	1,910 30,3077	31,247 43,0919		820 75,9036	16,858 36,6928	3,290 41,2936	3,847 49,9823	6,263 64,8708
860 -	869	39,491 (30.8)	7,287 13,0346		579 60.8170	3,784 10,5283	464 7,1593	415 6,7746	1,940 30,7833	32,204 44,4123		833 77,1461	17,485 38,0579	3,412 42,8178	3,986 51,7796	6,320 65,4623



## VI 全労働者に占めるパート労働者の比率

		製	業	卸	業	宿	業	食	業	医	業	サ	業	情	業	地	業
		造	卸	泊	業	療	ー	業	報	別	信	別	通	業	業	業	業
2年度	パート労働者	5,282	人	12,225	人	12,092	人	5,301	人	6,280	人	3	人	41,183	人		
	全労働者	27,933	人	36,061	人	17,461	人	23,089	人	23,698	人	177	人	128,419	人		
	パート労働者の比率	18.9	%	33.9	%	69.2	%	22.9	%	26.5	%	1.6	%	32	%		

(注)労働者数は、復元後の数である。

## 労働者の男女比

		製	業	卸	業	宿	業	食	業	医	業	サ	業	情	業	地	業
		造	卸	泊	業	療	ー	業	報	別	信	別	通	業	業	業	業
2年度	男性労働者	14,260	人	18,490	人	4,488	人	4,173	人	14,378	人	118	人	55,907	人		
	女性労働者	13,673	人	17,571	人	12,973	人	18,916	人	9,320	人	59	人	72,512	人		
	男女比	51:49		51:49		26:74		18:82		61:39		67:33		44:56			

(注)労働者数は、復元後の数である。

## VII 統 計 用 語 の 解 説

### 1 中 位 数

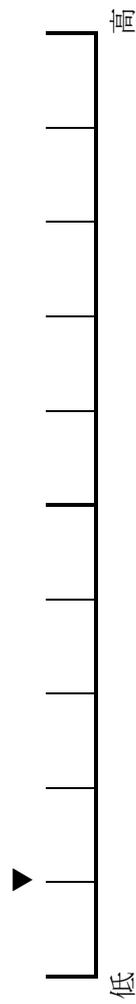
「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を2等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は50%、中位数より小さい変量の個数も50%ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

### 2 特 性 値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。分位数を図示すれば、次のとおりである。

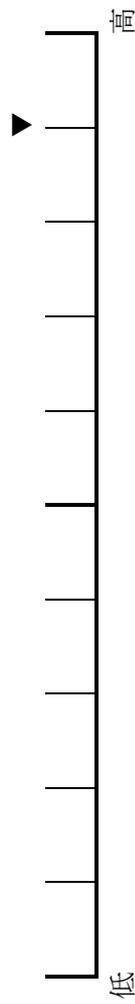
① 第1・十分位数……………10等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・十分位数



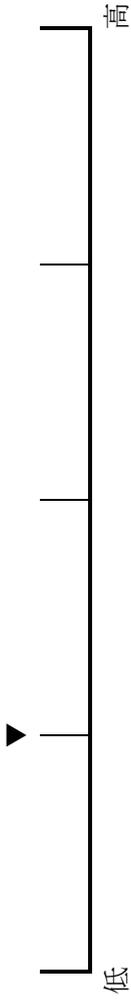
② 第9・十分位数……………10等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第9・十分位数



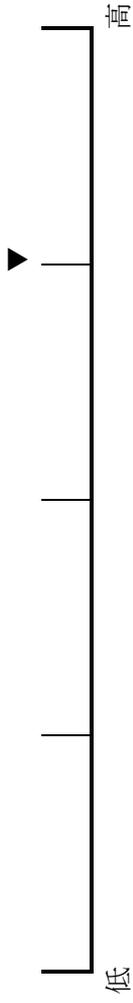
③ 第1・四分位数……………4等分し、低い方から最初の節のもの賃金。

第1・四分位数



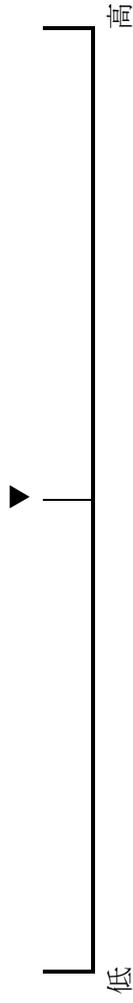
④ 第3・四分位数……………4等分し、高い方から最初の節のもの賃金。

第3・四分位数



⑤ 中位数……………2等分し、真ん中の節のもの賃金。

中位数



### 3 分散係数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

## 令和2年度 秋田地方最低賃金審議会日程（案）

日時	審議会名	場所	主な議題
7月27日（月） 午後3時00分～	第2回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目安伝達</li> <li>・賃金実態調査結果</li> <li>・部会長及び部会長代理の選出</li> <li>・参考人意見聴取</li> <li>・基本的考え方、金額審議</li> </ul>
同上 午後3時30分頃～ （本審終了後）	第1回 秋田県最低賃金専門部会		
7月31日（金） 午後1時30分～	第2回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額審議</li> </ul>
8月5日（水） 午後1時30分～	第3回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階） 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額審議</li> <li>・専門部会報告及び改正決定の答申について</li> <li>・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問</li> </ul>
同上 午後3時00分頃～ （専門部会終了後）	第3回 秋田地方最低賃金審議会		
予備日 8月6日（木） 午後1時30分～		秋田合同庁舎 第1会議室（5階） 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>*この日に答申があった場合は、8月24日（月）午前10時から本審（異議審）を開催予定</li> </ul>
8月21日（金） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階） 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定最低賃金改定の必要性の有無について</li> <li>・異議審（8月5日までに答申があった場合）</li> </ul>
同上 午前10時30分頃～ （特別小委員会終了後）	第4回 秋田地方最低賃金審議会		

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 加賀屋俊悦）・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（議長 石川洋基）・・・・・・・・・・ 7
- 3 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 石川洋基）・・・・・・・・ 11
- 4 中通病院労働組合（執行委員長 田中真喜子）・・・・・・・・・・ 13
- 5 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 笹代孝徳）・・ 17
- 6 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 笹代孝徳）・・・・・・・・ 21
- 7 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 加賀屋俊悦）・・・・・・・・ 25
- 8 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 石塚優）・・ 27
- 9 秋田県地域一般労働組合（議長 小笠原猛）・・・・・・・・・・ 29





2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

秋田県労働組合総連合  
議長 加賀屋 俊悦  
〒010-0001 秋田市中区 1 くらしと労働会館2階  
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引き上がり、790 円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第 1 条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. コロナ禍による経済危機を乗り越え、エッセンシャルワーカーの賃金底上げのためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック（2008 年）、東日本大震災（2011 年）など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。しかし、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金近傍で働いています。例えば、医療・介護労働者の 6.6%30 万人、卸売・小売業の労働者の 22.9%130 万人は、最低賃金×1.15 倍未満の低賃金で働いています。生活困窮の方々も多くなっています。ちなみに秋田県は、最賃近傍で働く労働者の率が全国でワースト 9 位、一般労働者の中ではワースト 4 位です。賃金抑制を規制し、底上げが急務です。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

また国の責任において、コロナ禍で経営が極めて厳しい状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的手立てをとるべきと考えます。

海外に目を向けると、イギリスは、このコロナ禍に6.2%の最低賃金引き上げを行いました。アメリカでも、フロリダ州など3州とワシントン自治区は、15ドル（1600円）に最低賃金を引き上げました。世界の常識は、きびしい経済のときだからこそ、賃金を底上げしています。

## 最低賃金近傍

×1.15

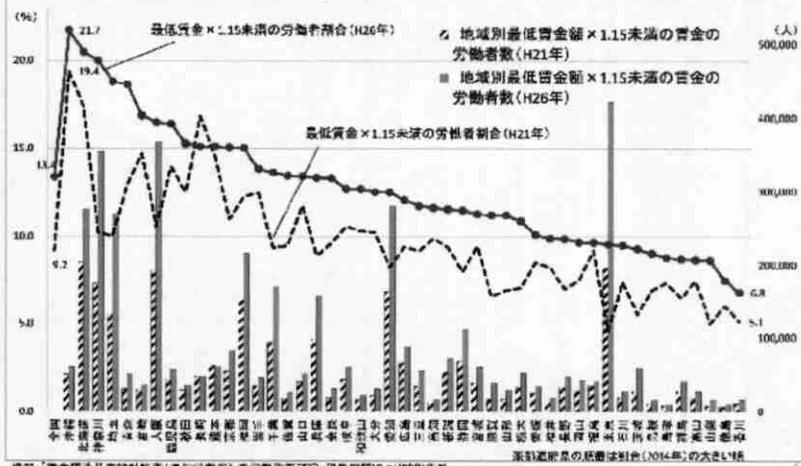
## 地域別

割合高いベスト10

順位	地域名	率	労働者数
1位	沖縄	21.7%	790
2位	北海道		861
3位	神奈川		1011
4位	埼玉		926
5位	青森		790
6位	宮崎		790
7位	大阪		964
8位	鹿児島		790
9位	秋田		790
10位	長崎		790
全国	平均	13.4%	

### 1 都道府県別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者は全国で13.4%（平成26年）
- 平成21年の9.2%から増加



資料：賃金総合基年統計調査（厚生労働省）と労働政策研究・研修機関により特別集計

※都道府県の総数は割合（2014年）の大きい順

## 最低賃金近傍

×1.15

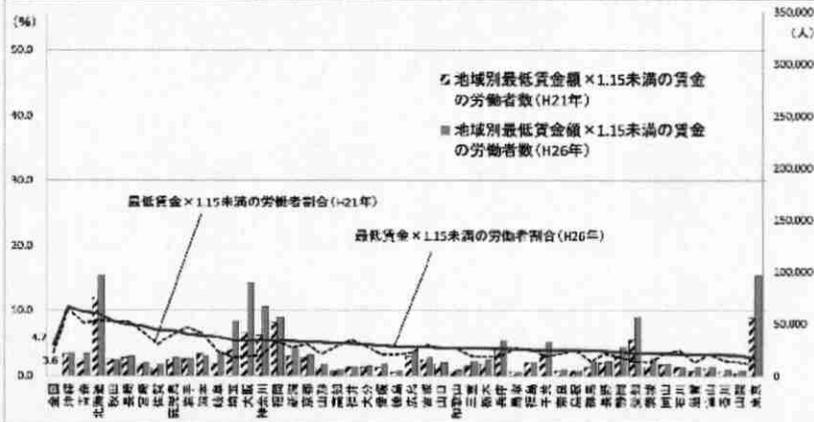
## 一般労働者

ベスト10

順位	率が高い	人数多い
1位	沖縄	東京
2位	青森	北海道
3位	北海道	大阪
4位	秋田	神奈川
5位	長崎	愛知
6位	宮崎	福岡
7位	佐賀	埼玉
8位	鹿児島	兵庫
9位	岩手	千葉
10位	熊本	静岡

### 2 都道府県別の最低賃金近傍の一般労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者は全国で4.7%（平成26年）
- 平成21年の3.6%から増加
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者数が多いのは、東京、北海道、大阪、神奈川
- 一般労働者に占める割合が多いのは、沖縄、青森、北海道、秋田、長崎



資料：「賃金総合基年統計調査（厚生労働省）」と労働政策研究・研修機関により特別集計

※都道府県の総数は割合（2014年）の大きい順

### 3. 独立して生計を営める賃金水準をめざしてください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり790円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,302円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」

に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス(一時金)も退職金もない状態です。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

#### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は176円/時でしたが、昨年は223円/時に広がりました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといった事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中の是正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

#### 5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます

全国労働組合総連合(全労連)は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費(「交通費」)が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

## 6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっとも多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

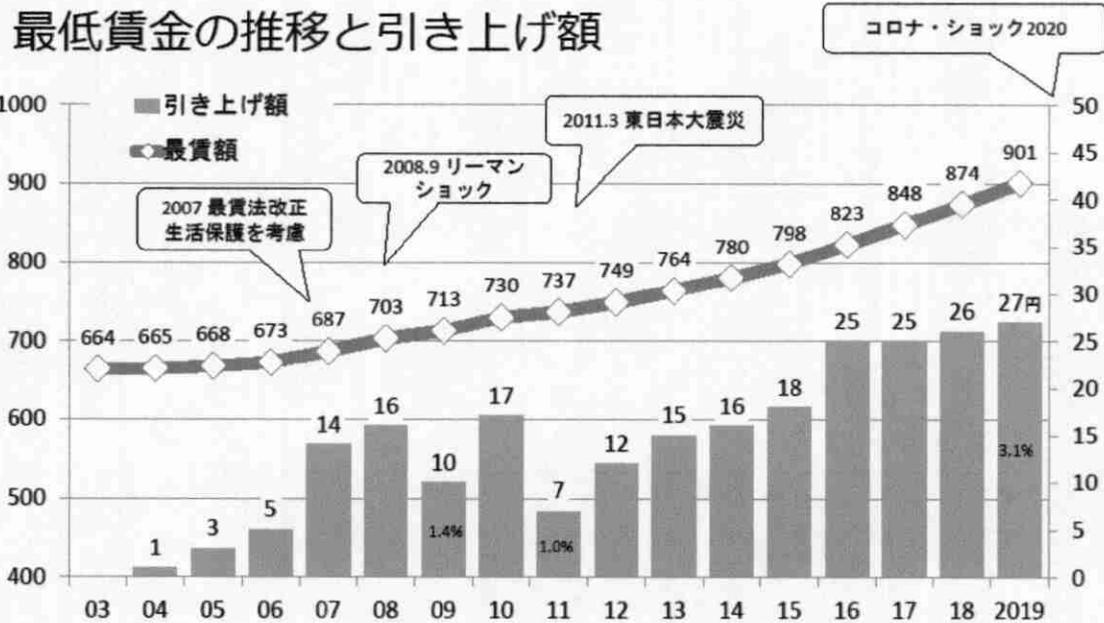
秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最賃引き上げを求める国への意見書採択の陳情を行いました。すでに意見書を送付している議会ではその考え方を維持しているという回答がありましたが、それを含めれば今年も7割の議会が「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」に賛同し、政府に意見書を送付されました。秋田県議会も2018年6月、全会一致で最賃の引上げ・制度の改善を求める意見書を採択されています。

本年6月、東北・北海道7道県の県労連が共同で労働局や県庁などへの要請・懇談を行う、『最低賃金引き上げキャラバン行動』を行いました。秋田県雇用労働政策課長との懇談では、今年も県から国に対する重点要望事項の柱に「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を厚生労働省労働基準局に要請されることのお話を伺いました。

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明が出されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展

開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。



つきましては、2020年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 最低賃金を早期に時間額 1,000 円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以 上





2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

秋田県春闘共闘懇談会  
議長 石川 洋  
〒010-0001 秋田市中 21 ぐらしと労働会館2階  
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引き上がり、790 円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第 1 条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. コロナ禍による経済危機を乗り越え、エッセンシャルワーカーの賃金底上げのためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック（2008 年）、東日本大震災（2011 年）など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。しかし、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金近傍で働いています。例えば、医療・介護労働者の 6.6%30 万人、卸売・小売業の労働者の 22.9%130 万人は、最低賃金×1.15 倍未満の低賃金で働いています。生活困窮の方々も多くなっています。ちなみに秋田県は、最賃近傍で働く労働者の率が全国でワースト 9 位、一般労働者の中ではワースト 4 位です。賃金抑制を規制し、底上げが急務です。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

また国の責任において、コロナ禍で経営が極めて厳しい状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的手立てをとるべきと考えます。

海外に目を向けると、イギリスは、このコロナ禍に6.2%の最低賃金引き上げを行いました。アメリカでも、フロリダ州など3州とワシントン自治区は、15ドル（1600円）に最低賃金を引き上げました。世界の常識は、きびしい経済のときだからこそ、賃金を底上げしています。

### 3. 独立して生計を営める賃金水準をめざしてください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり790円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,302円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス（一時金）も退職金もない状態です。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は176円/時でしたが、昨年は223円/時に広がりました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるという事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中の是正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

### 5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

## 6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっとも多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県春闘懇・秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最賃引き上げを求める国への意見書採択の陳情を行いました。すでに意見書を送付している議会ではその考え方を維持しているという回答がありましたが、それを含めれば今年も7割の議会が「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」に賛同し、政府に意見書を送付されました。秋田県議会も2018年6月、全会一致で最賃の引上げ・制度の改善を求める意見書を採択されています。

本年6月、東北・北海道7道県の県労連が共同で労働局や県庁などへの要請・懇談を行う、『最低賃

金引き上げキャラバン行動』を行いました。秋田県雇用労働政策課長との懇談では、今年も県から国に対する重点要望事項の柱に「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を厚生労働省労働基準局に要請されることのお話を伺いました。

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明が出されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2020年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以 上

2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

秋田県医療労働組合連合会  
執行委員長 石川洋基  
〒010-0001 秋田市中通6丁目2-  
電話 018-835-6353 F A X 018-832-0203

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、「医療用マスクは1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを使っている」「家庭用ゴム手袋を片手ずつ使っている」という声も届いています。今でも不十分なPPE（個人防護具）と人員不足により医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくない状態です。慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきた日常に、新型コロナ対応という有事が降りかかり、伸び切ったゴムが切れる寸前の状態に置かれ、「私、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師辞めようと思っています」との声を複数聞きました。さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

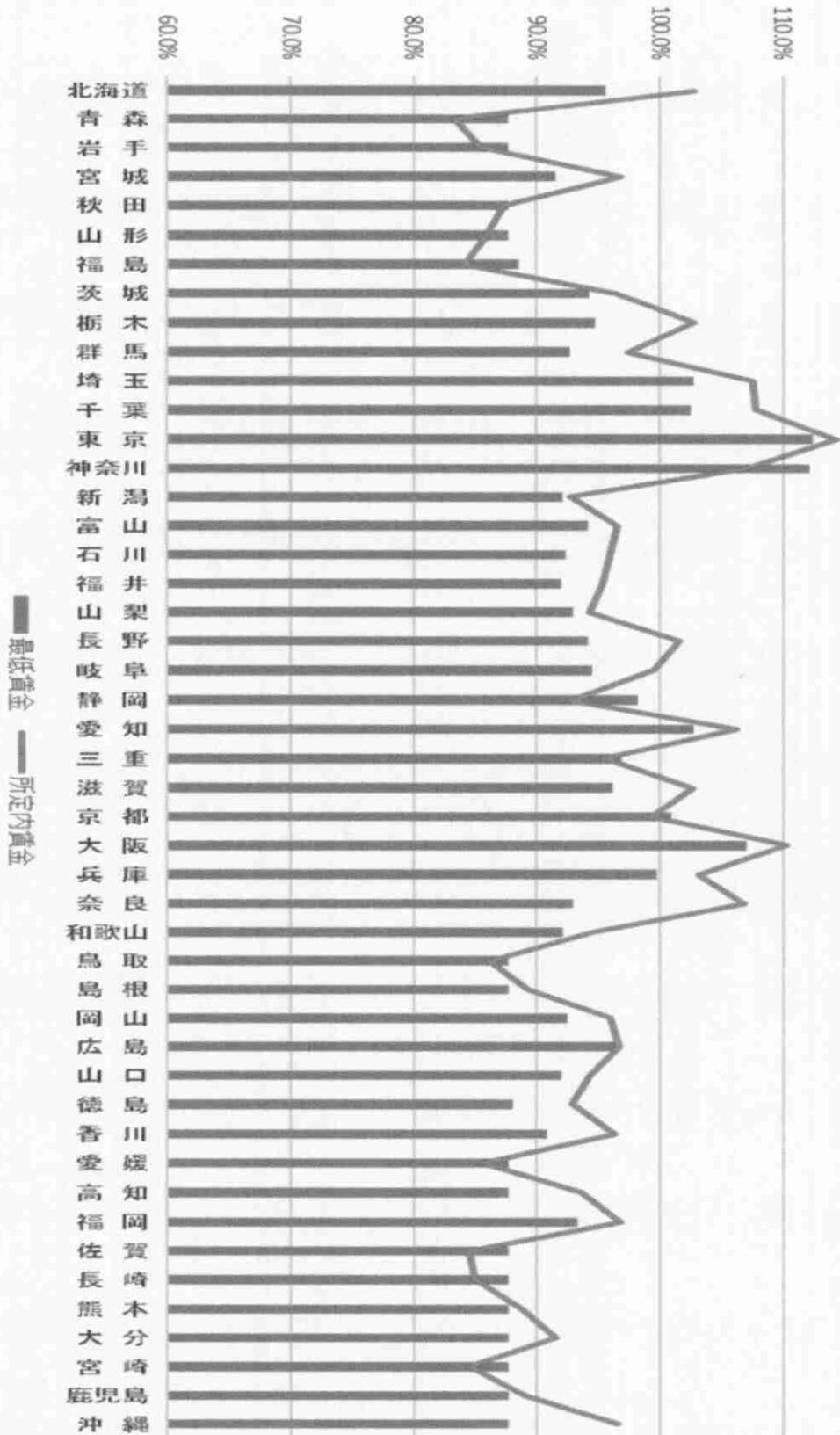
全国各地で再びクラスターが発生するなど、第2波、第3波の到来は確実視されています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上



## 医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合  
厚生労働省2019年賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本医師連が作成





2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫様

中通病院労働組合

執行委員長 田中

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番5

電話018-833

FAX018-832-0203

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が790円となりました。貴審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の答申額28円は、最低賃金を時給に一本化した2002年度以降、引き上げ幅、時給額とも最大となりました。一昨年の金額を4円上回り中央最低賃金審議会目安26円を2円上回る金額です。

昨年答申された全国状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で27円引上げ、874円から901円になりました。中央最賃審議会の目安では地域間格差が2円拡大し格差が224円から226円に拡大しましたが、地方答申で19県が1~3円上積みして223円となり、1円の格差縮小が実現されました。秋田でも2円上積みして、目安Aランクの28円と同じになったため、東京都との格差は昨年度の223円のままとなりました。格差の広がり止まりましたが、現在の全国答申額の結果をみれば最高額は東京の1,013円、最低額は秋田等15県が790円となり、結局全国最下位となっています。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取り組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

また、現在の最賃790円を秋田県毎月勤労統計2020年4月総実労働時間151.2時間、年間1814.4時間、で単純計算すると、月額119,448円、年額1,433,376円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるのでしょうか。「秋田で働き、結婚して、子供を育て、生活し続ける事ができる」ことには到底及ばない金額であり現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働いていくという事にはならないと思います。

2019年人口動態統計から、秋田県は残念ながら「出生率25年連続全国最下位」「婚姻率20年連続全国最下位」という、若者に展望・未来のない状況が、またしても続いてしまいました。

秋田県は、平成30年12月に「少子化・子育て施策に関する調査」を実施しています。対象は、小中高生をもつ保護者（4,479人回収）や大学生・独身就業者（576人回収）約5,000人分の調査結果がホームページ上に掲載されています。自由記載の部分を見れば、「収入が少ないから結婚・出産しない」「秋田は、給料が安すぎるので、行政がどんなに工夫しても結婚、出産は難しいと思う」「秋田へ戻りたいと思っても、就職先がない、低賃金で戻るに戻れない」等と『秋田は住みやすいが、賃金が安すぎて生活できない』との声が圧倒的に多い結果でした。改めて、少子化・子育て対策には、思い切った最低賃金の大幅な改正が重要と私たちは考えます。

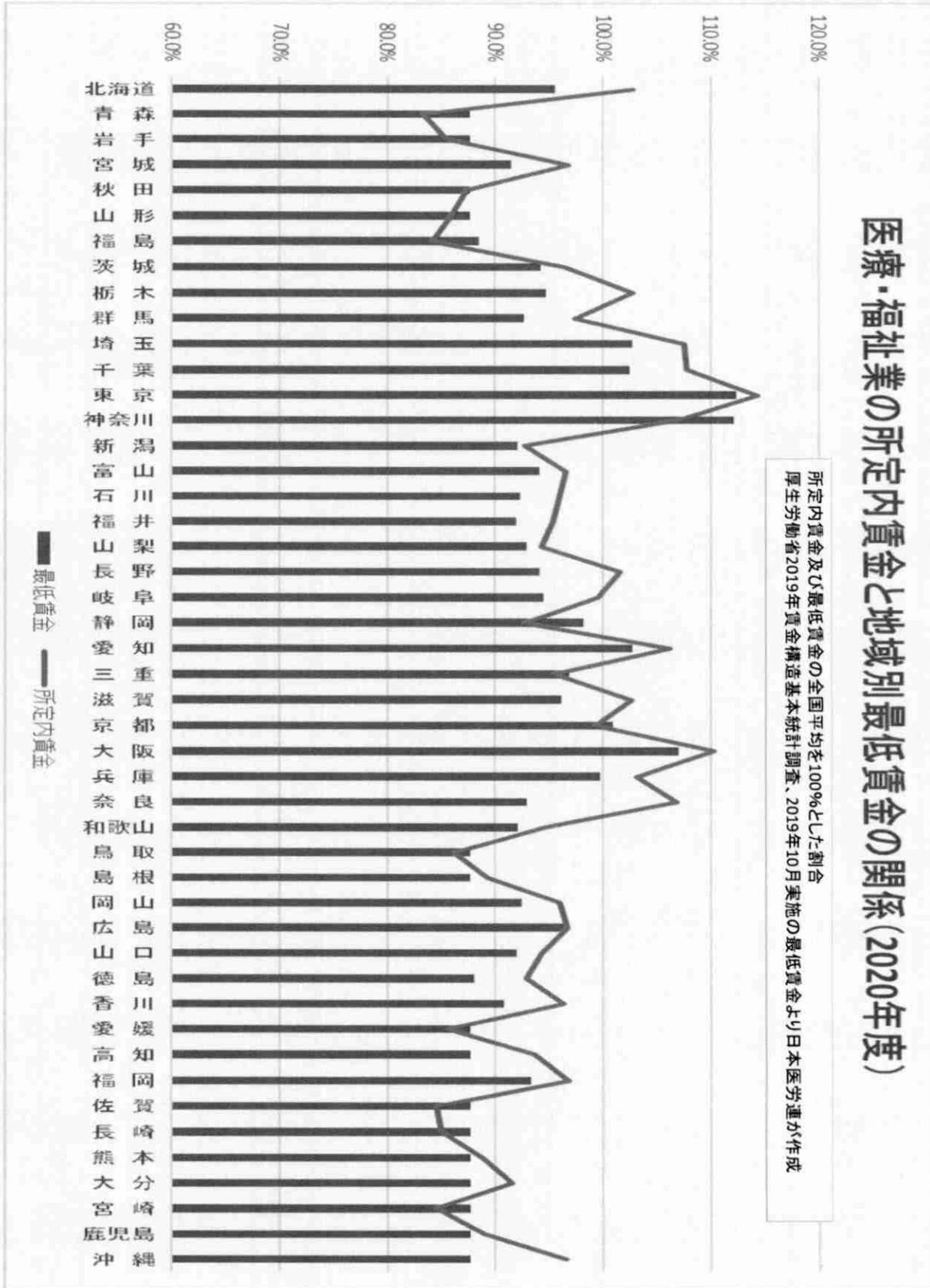
私たちが働く、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数です。しかし、非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円低い実態にあり、同様に介護職の所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

新型コロナウイルス感染拡大の中、緊急事態宣言は解除されてはいるものの、医療・介護の現場では、新型コロナが死に直結する感染症であることから、完全に終息しない限り、緊張は変わらないまま続きます。現在「第2波」への懸念が現実味を帯びてきました。新型コロナ感染拡大を受け、病棟での感染者発生による病棟閉鎖、感染者や疑似患者を受け入れるための空床確保、外来患者の受診抑制、検診の休止などで経営はかつてないほど深刻な状態です。もともと基礎的体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定については自粛するのではなく大幅な引上げが必要と考えます。

2020年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分にご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申し上げます。

# 医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合  
厚生労働省2019年賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本医師連が作成



<参考>





2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

日本自治体労働組合連合秋田県本  
中央執行委員長 笹代 孝徳  
〒013-0022 横手市四日町4-30  
電話 0182-33-3895 FAX 0182-33-6870

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部（略称：自治労連秋田県本部）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引き上がり、790 円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第 1 条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. コロナ禍による経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきており、「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

私たちは過去に何度か、リーマンショック（2008 年）、東日本大震災（2011 年）などの経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されましたが、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、流通など感染のリスクに向き合いながら働いている労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金近傍で働いています。また、生活困窮の方々も多くなっていますので、賃金底上げが急務となっています。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

このようなもと、国の責任において、コロナ禍で経営が極めて困難な状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的手立てをとるべきと考えます。

### 3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり790円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,302円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは11~12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に達しているとはいいがたいと思います。

現行の国家公務員高卒初任給の時間給換算額が最低賃金水準を下回るなど、自治体職場においても高卒初任給が最賃水準レベルにあること、最賃水準で働いている会計年度任用職員も多いのが現状です。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス（一時金）も退職金もない方々もいる状態で、低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は176円/時でしたが、昨年は223円/時に広がりました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中の是正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

### 5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリ

ギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

## 6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください。

地域経済の主力である中小企業・小規模事業者は、「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっと多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています。

秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最賃引き上げを求める国への意見書採択の陳情を行いました。すでに意見書を送付している議会ではその考え方を維持しているという回答がありましたが、それを含めれば今年も7割の議会が「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」に賛同し、政府に意見書を送付されました。秋田県議会も2018年6月、全会一致で最賃の引上げ・制度の改善を求める意見書を採択されています。

本年6月、東北・北海道7県の県労連が共同で労働局や県庁などへの要請・懇談を行う、『最低賃金引き上げキャラバン行動』を行いました。秋田県雇用労働政策課長との懇談では、今年も県から国に対する重点要望事項の柱に「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を厚生労働省労働基準局に要請されることのお話を伺いました。

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明を出されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2020年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしく願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上



2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

秋田県公務公共一般労働組合

執行委員長 笹代 孝徳

〒013-0022 横手市四日町4-50

電話 0182-33-6906 FAX 0182-33-6870

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 2. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引き上がり、790 円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第 1 条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. コロナ禍による経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきており、「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

私たちは過去に何度か、リーマンショック（2008 年）、東日本大震災（2011 年）などの経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されましたが、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、流通など感染のリスクに向き合いながら働いている労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金近傍で働いています。また、生活困窮の方々も多くなっていますので、賃金底上げが急務となっています。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

このようなもと、国の責任において、コロナ禍で経営が極めて困難な状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的手立てをとるべきと考えます。

### 3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり790円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,302円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に達しているとはいいがたいと思います。

現行の国家公務員高卒初任給の時間給換算額が最低賃金水準を下回るなど、自治体職場においても高卒初任給が最賃水準レベルにあること、最賃水準で働いている会計年度任用職員も多いのが現状です。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス（一時金）も退職金もない方々もいる状況で、低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は176円/時でしたが、昨年は223円/時に広がりました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中の是正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

### 5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリ

ギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

## 6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっと多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています。

秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最賃引き上げを求める国への意見書採択の陳情を行いました。すでに意見書を送付している議会ではその考え方を維持しているという回答がありましたが、それを含めれば今年も7割の議会が「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」に賛同し、政府に意見書を送付されました。秋田県議会も2018年6月、全会一致で最賃の引上げ・制度の改善を求める意見書を採択されています。

本年6月、東北・北海道7県の県労連が共同で労働局や県庁などへの要請・懇談を行う、『最低賃金引き上げキャラバン行動』を行いました。秋田県雇用労働政策課長との懇談では、今年も県から国に対する重点要望事項の柱に「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を厚生労働省労働基準局に要請されることのお話を伺いました。

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明が出されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2020年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上

2020 年 7 月 13 日

秋田地方最低賃金審議会  
会 長 赤坂 薫 様

秋田県高等学校教職員執行委員長 加賀屋俊  
〒010-0951 秋田市山形 秋田県教育会館 3 階  
TEL 018-824-1667 018-824-863-0493

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

新型コロナウイルス感染症の収束の観点から、東京一極集中の問題点が議論されています。地方から都市部への人口流出を止めるには、地方の特性を活かした施策とともに、賃金格差の是正が必要です。昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引上げ、790 円となりましたが、最も金額の高い東京都も同額の引上げ 1,013 円であったため、格差 223 円は縮小しませんでした。

秋田県教育委員会の調べによると、2020 年 3 月高等学校卒業者の就職状況について、県内就職割合は 67.6%（前年比 2.6 ポイント増）であり、地元志向の割合が増えています。今後、早期離職者を出さず、秋田県の定住をすすめる施策が求められています。

また、この 4 月に地元就職をした卒業生からは、コロナ禍により勤務日数と賃金が減らされたという報告も聞こえ、経営困難となっている中小企業に対して国の責任による支援が必要です。

つきましては、2020 年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 最低賃金を早期に時間額 1,000 円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引上げを実現すること
- 2 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
- 3 最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上





2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29  
Tel 018-823-7748 Fax 018-8  
全日本建設交運一般労働組合秋田  
執行委員長 石

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が本年度の最低賃金改正の審議を始めるにあたり、意見書を提出いたします。

### 記

#### 【意見書の内容】

1. 最低賃金を早急に時間額 1,000 円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間の最低賃金格差を縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解が得られるよう、「政府の責任において中小零細企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。



## 【意見書の理由】

日本国憲法は第 25 条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、最低賃金法は第 1 条の目的で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。現在の秋田地方最低賃金は、時間額 790 円です。この額は、自立して子育てができ、労働力の再生産を保障できる生計費水準には程遠い状況です。憲法の求める「人間らしい生活」を達成するために、大幅な引き上げが必要です。

最低賃金の地域間格差をみると、秋田県と最も高い東京都（時間額 1,013 円）を比べると、格差が依然として時間額で 223 円あります。地域間格差が縮まらないことによって、最低賃金の低い地域から若者などの労働力が流出する大きな要因となっています。現行の A～D ランクの枠内で最低賃金の引き上げを検討する考えを改めない限り、この傾向は強まるばかりです。全労連などが実施した「最低生計費試算調査」（2019 年 6 月時点）によれば、一人の労働者が人間らしく自立して暮らすには、25 歳単身男性の最低生計費は全国平均で税・社会保険料込みで月額 231,188 円（時間額 1,330 円、月の労働時間 173.8 時間）が必要です。秋田市の場合、月額 216,944 円、時間額 1,248 円で、各地の最低生計費を比べてみても差はほとんどありません。今、求められているのは全国一律最低賃金制度を展望し、地域間格差を縮め解消していく方向です。これは最低賃金法でいう「国民経済の健全な発展に寄与」することになります。最低賃金額の格差を少しでも早く縮め、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げることは県民共通の強い願いです。さらに最低賃金を大幅に引き上げることは、県内の労働者の賃金の底上げにつながります。

ところで秋田弁護士会は本年 7 月 3 日の山口会長声明で、全国一律最低賃金制度の実現と新型コロナウイルスを乗り越え経済を活性化させるために「都市部と地方との間で労働者の生活に最低必要と考えられる費用はほとんど差がないことが明らかになってきている。このように、地域別最低賃金制度を採用する立法事実が失われてきていることが指摘されている今日においては、全国一律の最低賃金を実現すべきであり、秋田県として現在の都市部の最低賃金に早急に近づけなければならない。他方、昨今の新型コロナウイルスによる経済的影響による中小企業の経営悪化が深刻化している状況で、中小企業の存続のため最低賃金の引上げの凍結を求める意見もある。しかしながら、労働者の生活を守り、新型コロナウイルスによる経済的影響を乗り越え、経済を活性化させるためにも、最低賃金の引上げを後退させてはならない」と指摘しています。

中小零細企業の多くは大企業の下請であり、指値や買ったときなどによって不公平な取引にさらされていて、経営的にきびしい状況にあります。中小零細企業が安心して最低賃金引き上げに対応できるよう、現在、支援策に投じられている政府予算を大幅に引き上げて、社会保険料の事業主負担を減免するなどの抜本的支援策が求められています。



2020年7月15日

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫 様

秋田県地域一般労働組合  
議長 小笠原 猛  
〒010-0001 秋田市中通 [REDACTED] くらしと労働会館 2階  
電話 018-834-1808 [REDACTED] 834-1816

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県地域一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額 28 円引き上がり、790 円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第 1 条の実現、憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. コロナ禍による経済危機を乗り越え、エッセンシャルワーカーの賃金底上げのためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要です

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック (2008 年)、東日本大震災 (2011 年) など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費を引上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。しかし、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金近傍で働いています。例えば、医療・介護労働者の 6.6%30 万人、卸売・小売業の労働者の 22.9%130 万人は、最低賃金×1.15 倍未満の低賃金で働いています。生活困窮の方々も多くなっています。ちなみに秋田県は、最賃近傍で働く労働者の率が全国でワースト 9 位、一般労働者の中ではワースト 4 位です。賃金抑制を規制し、底上げが急務です。感染リスクと向き合い、社会の要請にこたえている労働者に報いる事が求められます。

また国の責任において、コロナ禍で経営が極めて厳しい状況に追い込まれている中小企業の経営支援を万全に行い、最賃引き上げへの理解が進むよう具体的手立てをとるべきと考えます。

海外に目を向けると、イギリスは、このコロナ禍に6.2%の最低賃金引き上げを行いました。アメリカでも、フロリダ州など3州とワシントン自治区は、15<sup>ドル</sup>（1600円）に最低賃金を引き上げました。世界の常識は、きびしい経済のときだからこそ、賃金を底上げしています。

### 3. 独立して生計を営める賃金水準をめざしてください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり790円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,302円（端数四捨五入）ですが、税金等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。しかし、その多くが最低賃金かそれに近い時給で雇用されています。ボーナス（一時金）も退職金もない状態です。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、将来不安を抱えて日々を過ごしています。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は176円/時でしたが、去年は223円/時に広がりました。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、大都市一極集中の是正が急がれるとの議論が起きています。地方からの人口流出を止めるには、ベースとして賃金格差を是正し、そのうえで地域特性を生かした施策を講じていく事が大切です。

### 5. 全国の生計費に大きな差はありません。大幅な引き上げと格差の解消を求めます

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。今年は、「時間額を早期に800円、2020年までに平均1,000円」にするとした政労使合意の目標年です。この目標を達成することは、時間額1500円の実現が見えてくると確信します。

## 6. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。労働者の多くが、こうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。一部産業では人手不足による経営困難も発生しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

2019年5月に日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策として「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答がもっとも多く、65.2%であったと報告しています。政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 7. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇では本年2月、県内25市町村議会に最賃引き上げを求める国への意見書採択の陳情を行いました。すでに意見書を送付している議会ではその考え方を維持しているという回答がありましたが、それを含めれば今年も7割の議会が「全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」に賛同し、政府に意見書を送付されました。秋田県議会も2018年6月、全会一致で最賃の引上げ・制度の改善を求める意見書を採択されています。

本年6月、東北・北海道7道県の県労連が共同で労働局や県庁などへの要請・懇談を行う、『最低賃

金引き上げキャラバン行動』を行いました。秋田県雇用労働政策課長との懇談では、今年も県から国に対する重点要望事項の柱に「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を厚生労働省労働基準局に要請されることのお話を伺いました。

本年2月、日本弁護士会連合会は最低賃金を全国一律にすることを求める意見書を発表され、6月には本年の改定にあたって、コロナ禍の克服のためにも最賃の引上げ、中小企業支援の拡充、全国一律制の実現を求める会長声明が出されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、各方面からのヒヤリングを行うなど活発な活動を展開されています。

最賃の引上げ、格差の解消、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2020年の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上

2020年（令和2年）7月3日

秋田地方最低賃金審議会長

赤 坂 薫 様

秋田弁護士会

会長 山 口 謙 治

### 会長声明の送付について

当会は、常議員会の議を経て、本日、下記会長声明を発表しましたので、送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

## 最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 現在の秋田県の地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）は、1時間790円（2019年10月3日効力発生）であり、前年から28円引き上げられたものの、全国加重平均である1時間901円を大きく下回っている。
- 2 我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

ところが、秋田県の現在の最低賃金では、1日8時間、月に22日間働いた場合、1か月の賃金額は13万9040円であり、年間でも166万8480円にしかない。この賃金額は、いわゆるワーキングプアの収入水準である年収200万円にも遠く及ばず、労働者が生活の安定を確保することは難しい。

したがって、最低賃金制度をセーフティネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

- 3 また、地域別最低賃金制度（最低賃金法第2章第2節）に基づく最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

秋田県の最低賃金（1時間790円）を、最も高額な東京都の最低賃金（1時間1013円）と比べると、その間には223円もの開きがある。前述のとおり昨年と比べ最低賃金は引き上げられたものの地域間格差は昨年と同額であり依然として大きいままである。

このような最低賃金の地域間格差により、賃金の高い都市部での就労を求めて秋田県から有為な人材が流出するおそれが高い。

秋田県人口問題対策プロジェクトチームが2015年3月にまとめた「秋田の人口問題レポート」によれば、秋田県は、2040年には全産業合計で約11万人の労働力不足に陥るとの推測がなされている。ただでさえ少子高齢化による労働力不足が深刻である秋田県において、賃金格差による労働力の流出は

絶対に防がなければならないのであって、最低賃金の地域間格差の解消は喫緊の課題である。

最低賃金法において1968年に地域別最低賃金制度が採用されてから約50年が経過しているが、労働組合や研究者による2017年の調査によれば、都市部と地方との間で労働者の生活に最低必要と考えられる費用はほとんど差がないことが明らかになってきている。このように、地域別最低賃金制度を採用する立法事実が失われてきていることが指摘されている今日においては、全国一律の最低賃金を実現すべきであり、秋田県として現在の都市部の最低賃金に早急に近づけなければならない。

- 4 他方、昨今の新型コロナウイルスによる経済的影響による中小企業の経営悪化が深刻化している状況で、中小企業の存続のため最低賃金の引上げの凍結を求める意見もある。

しかしながら、労働者の生活を守り、新型コロナウイルスによる経済的影響を乗り越え、経済を活性化させるためにも、最低賃金の引上げを後退させてはならない。

そもそも、最低賃金を決める要素で重要なのは「労働者の生計費」（最低賃金法9条2項）である。

「労働者の生計費」とは、労働者の生活のために必要な費用をいうところ、最低賃金制度が労働者の生活の安定を第一の目的としていることから、最低賃金の決定の際の基準として当然に考慮されなければならないとされている。そして、企業の賃金支払能力によってこの労働者の生計費が変わるわけではなく、前述のとおり、年間166万8480円の賃金額では労働者の生計費が絶対的に不足している現実是不変である。

また、今般の緊急事態下において、社会のライフラインを担う小売店の店員や運送配達員、介護従事者、保育士などの中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在するのが現状である。社会のライフラインを維持するため

にも、これらの労働者の生活の安定は不可欠であり、そのためにも最低賃金の引上げが急務である。

最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、政府は、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金の引上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策の検討を進めるべきである。

そして、経営の合理化をはかるためには労働生産性の向上によるべきであり、政府が策定した「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」を実効的に推進していくことが急務である。

- 5 以上により、当会は、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、秋田地方最低賃金審議会に対し秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金の引上げを答申することを求めるものである。

2020年（令和2年）

秋田弁護士会

会長 山口 謙

## 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

\*50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	あかさか かおる 赤 坂 薫	弁護士
	うすき ともあき 臼 木 智 昭	秋田大学 准教授
	ながき かずゆき 長 岐 和 行	弁護士
労働者代表	あきば ひろし 秋 葉 宏	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後 藤 正 文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐 藤 伸 幸	連合秋田 副事務局長
使用者代表	くらべ いなほ 倉 部 稲 穂	日本精機(株) 取締役会長
	ほりえ じゅうきゆう 堀 江 重 久	(株)ホリエ 代表取締役
	わき まさお 脇 正 雄	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
任 期	令和2年7月17日 ～ 専門部会廃止まで	

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

### 1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

### 2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

### 記

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

# 県内経済情勢報告

平成21年4－6月期

平成21年7月

財務省東北財務局秋田財務事務所

# 概況

県内経済は、悪化のテンポが緩やかになっている。

## <ポイント>

生産は一部に持ち直しの動きがみられる。設備投資は減少見通しとなっており、21年度上期の企業収益は赤字幅拡大の見込みとなっている。

個人消費は、弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる。

雇用情勢は引き続き悪化している。

先行きについては、国内外の需要動向が生産活動や雇用に与える影響などに留意する必要がある。

## <総括判断>

項目	前回(21年1-3月期)	今回(21年4-6月期)
総括	県内経済は、一段と悪化している	県内経済は、悪化のテンポが緩やかになっている 【前回との比較：上方修正】

## <主な項目>

個人消費	弱い動きとなっている	弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている
設備投資	20年度は減少見込み 21年度計画は減少見通し	21年度は減少見通し
生産活動	大幅に減少している	一部に持ち直しの動きがみられる
企業収益	20年度下期及び通期は赤字転化の見込み 21年度は赤字幅縮小の見通し	21年度上期は赤字幅拡大の見込み 21年の下期及び通期は黒字転化の見通し
企業の景況感	「下降」超幅が拡大	「下降」超幅が縮小
雇用情勢	さらに悪化している	引き続き悪化している

### **個人消費** …弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる

大型小売店販売額は、衣料品及び身の回り品は生活防衛の動きから前年を下回っているものの、飲食料品は内食回帰の傾向が続いていることから前年を上回っており、全体としては前年をやや上回っている。

コンビニエンスストア販売は、節約志向の高まりから米飯類が低調となっているものの、ETC効果により来店客数が増加したことなどから、全体としては順調となっている。

乗用車販売は、一部の環境対応車が好調なことから、普通車、小型車に持ち直しの動きがみられるものの、軽自動車は低調なことから、全体としては前年を下回っている。

家電販売は、携帯電話、ビデオカメラが低調となっているほか、エアコンは気温が低めに推移したことから苦戦している。一方、薄型テレビ及びDVDレコーダー、冷蔵庫等は順調な売れ行きとなっている。

旅行取扱高は、新型インフルエンザの影響もあり国内旅行、海外旅行とも低調となっている。

このように、個人消費は、弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる。

### **住宅建設(新設住宅着工戸数)** … 前年を下回っている

新設住宅着工戸数でみると、貸家は前年を上回っているものの、持家及び分譲が前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。

### **設備投資** … 21年度は減少見通し

設備投資を法人企業景気予測調査(21年4~6月期調査)でみると、21年度通期計画は、製造業、非製造業とも減少見通しとなっている。

### **生産活動** … 一部に持ち直しの動きがみられる

電子部品・デバイスは、在庫調整の進展や車載・家電向けなどの需要回復から操業度を引き上げている。

食料品は、低調となっている。なお、清酒の出荷量は、県内、県外向けとも前年を下回っている。

木材・木製品は、普通合板が需要回復を見込んで減産を緩和している。また、集成材は在庫調整の進展等から操業度を引き上げている。

輸送機械は、一部で在庫調整の進展や環境対応車の販売が好調なことなどから、減産を緩和している。

このように、生産は、一部に持ち直しの動きがみられる。

### **企業収益** … 21年度上期は赤字幅拡大の見込み

#### 21年度下期及び通期は黒字転化の見通し

企業収益を法人企業景気予測調査(21年4~6月期調査)でみると、21年度上期は、製造業で赤字幅拡大の見込み、非製造業で増益見込みとなっており、全産業では赤字幅拡大の見込みとなっている。21年度下期及び通期は、製造業で黒字転化の見通し、非製造業で増益の見通しとなっており、全産業では黒字転化の見通しとなっている。

**企業の景況感** … 「下降」超幅が縮小

企業の景況感を法人企業景気予測調査（21年4～6月期調査）の景況判断BSIで見ると、現状4～6月期は、製造業、非製造業とも「下降」超幅が縮小している。

**雇用情勢** … 引き続き悪化している

有効求人倍率は、低水準で推移している。

新規求人数は、卸・小売業や製造業、宿泊・飲食サービス業等で減少していることから、全体としては前年を下回っている。

新規求職者数は、事業主都合離職者が増加したことなどから前年を上回っている。

雇用保険受給者実人員は、増加が続いており、前年を大幅に上回っている。

このように、雇用情勢は、引き続き悪化している。

〈その他項目〉

**公共事業(前払金保証請負金額(累計))** … 前年度を上回っている

**消費者物価(生鮮食品を除く総合)** … 前年を下回っている

**金融** … 貸出金残高は前年を上回っている

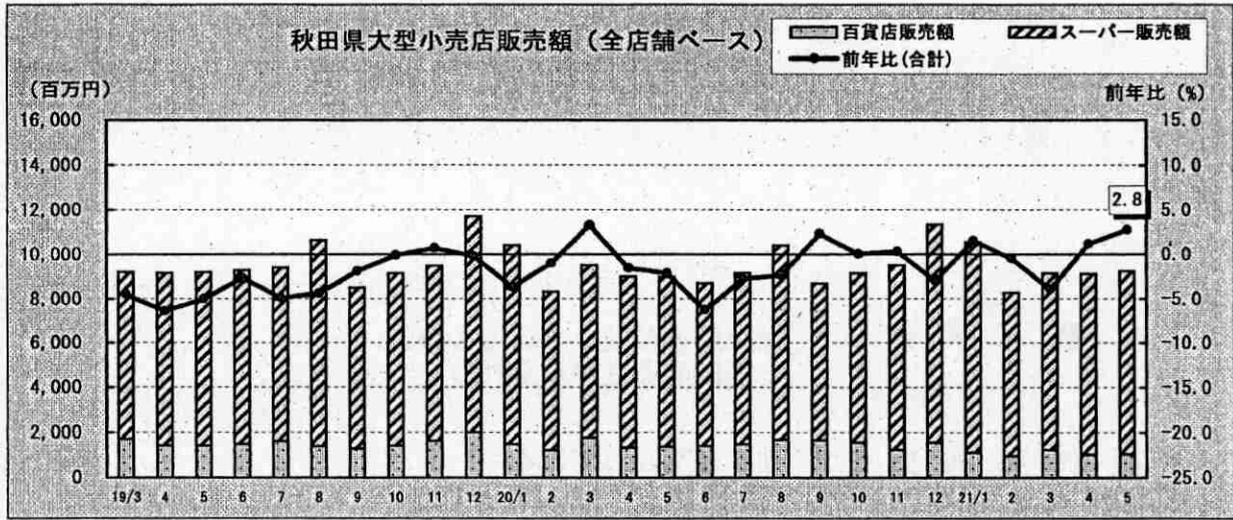
**企業倒産** … 件数は前年を上回っており、負債総額は前年を下回っている

## 資料編

1. 個人消費	弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる	.....	1
2. 住宅建設	前年を下回っている	.....	3
3. 設備投資	21年度は減少見通し	.....	3
4. 生産活動	一部に持ち直しの動きがみられる	.....	4
5. 企業収益	21年度上期は赤字幅拡大の見込み 21年度下期及び通期は黒字転化の見通し	.....	5
6. 企業の景況感	「下降」超幅が縮小	.....	5
7. 雇用情勢	引き続き悪化している	.....	6
8. 公共事業	前年度を上回っている	.....	7
9. 消費者物価	前年を下回っている	.....	7
10. 金融	貸出金残高は前年を上回っている	.....	8
11. 企業倒産	件数は前年を上回っており、 負債総額は前年を下回っている	.....	8

1. 個人消費 … 弱い動きが続いているものの、一部に明るさがみられる

(1) 大型小売店販売額



【資料出所：東北経済産業局】

『大型小売店販売額(全店舗ベース)』 (前年比：%)

区分	全国	東北	秋田		
			百貨店	スーパー	
19年	0.3	▲ 0.7	▲ 2.7 (▲ 1.8)	▲ 1.9	▲ 2.9
20年	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 1.5 (▲ 2.2)	▲ 2.2	▲ 1.4
20. 7-9	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 1.1 (▲ 0.7)	13.6	▲ 3.7
10-12	▲ 3.2	▲ 1.1	▲ 1.0 (▲ 4.8)	▲ 13.6	1.5
21. 1-3	▲ 5.6	▲ 2.8	▲ 0.9 (▲ 5.1)	▲ 25.6	3.8
21. 1	▲ 3.8	▲ 1.0	1.5 (▲ 3.7)	▲ 25.1	6.0
2	▲ 6.5	▲ 3.1	▲ 0.5 (▲ 5.2)	▲ 20.0	2.8
3	▲ 6.7	▲ 4.5	▲ 3.9 (▲ 6.4)	▲ 30.0	2.1
4	▲ 5.0	▲ 2.5	1.2 (▲ 3.9)	▲ 23.0	5.4
5	▲ 4.5	▲ 0.6	2.8 (▲ 2.0)	▲ 23.9	7.7

(注) 前年比の( )書は既存店ベース

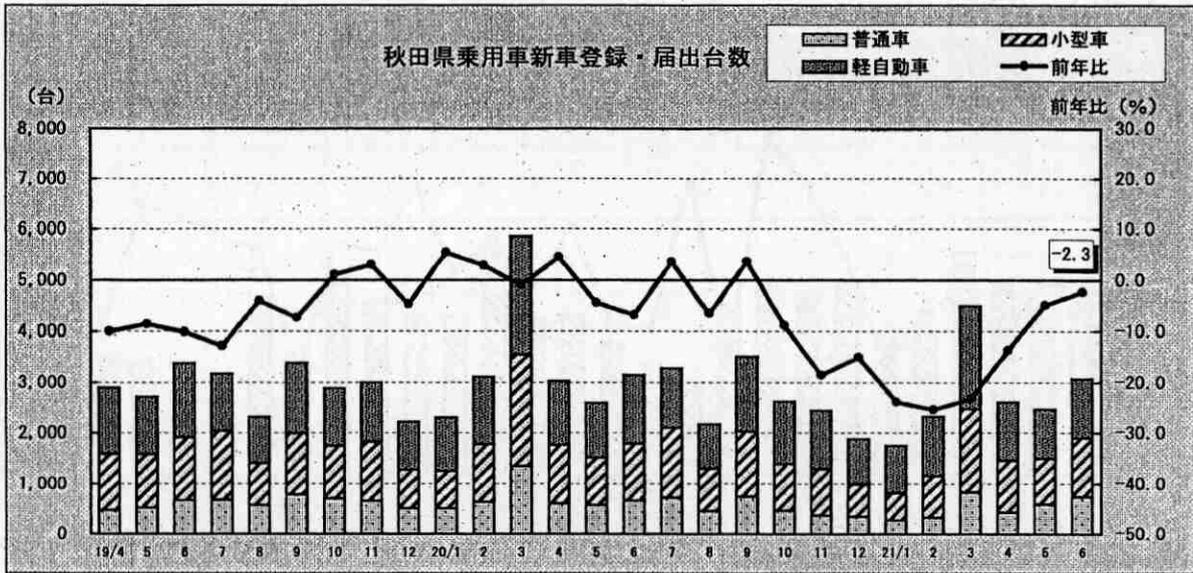
【資料出所：経済産業省、東北経済産業局】

『秋田県大型小売店品目別販売額(全店舗ベース)』 (前年比：%)

区分	衣料品	身の回り品	飲食料品	家庭用品	その他の商品
21. 1	▲ 14.4	▲ 20.4	10.1	15.9	▲ 4.2
2	▲ 15.7	▲ 21.5	5.5	10.0	▲ 2.8
3	▲ 21.4	▲ 24.0	4.9	7.3	▲ 4.6
4	▲ 15.8	▲ 22.8	8.4	3.6	5.3
5	▲ 15.3	▲ 23.8	10.1	▲ 5.0	10.3

【資料出所：東北経済産業局】

(2) 乗用車新車登録・届出台数



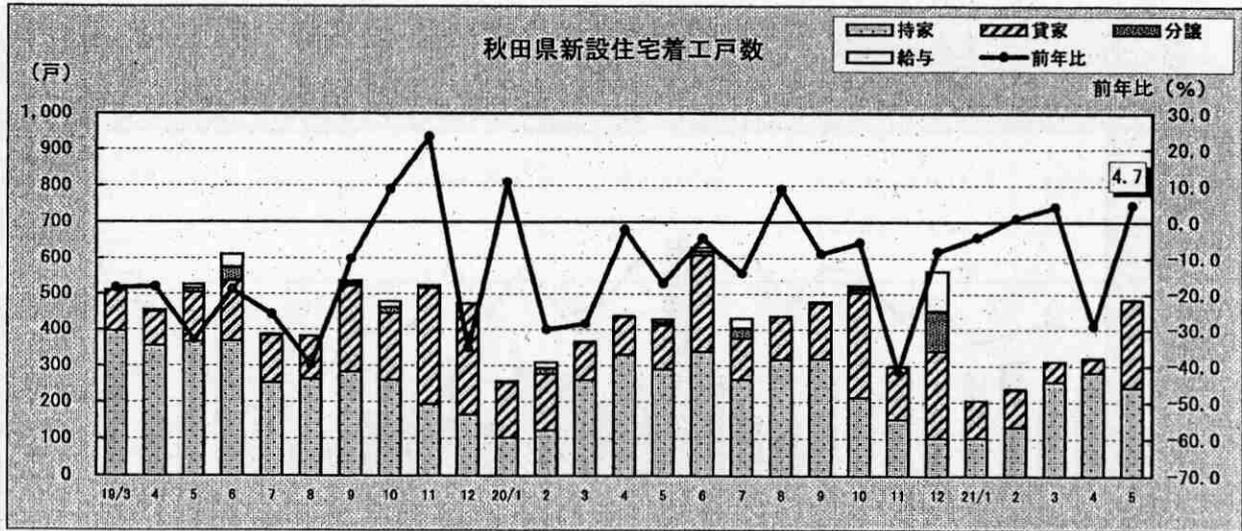
『乗用車新車登録・届出状況』

(前年比：%)

区分	全国	東北	秋田	普通車			小型車			軽自動車		
				普通車	小型車	軽自動車	普通車	小型車	軽自動車	普通車	小型車	軽自動車
19年	▲ 5.2	▲ 5.8	▲ 7.4	3.2	▲ 16.6	▲ 2.6						
20年	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 4.3	▲ 6.2	0.7						
20. 7- 9	▲ 1.5	▲ 0.7	1.0	▲ 5.9	3.6	2.5						
10-12	▲ 14.2	▲ 11.9	▲ 14.1	▲ 35.8	▲ 17.2	1.2						
21. 1- 3	▲ 23.4	▲ 21.2	▲ 23.9	▲ 42.0	▲ 26.3	▲ 12.2						
4- 6	▲ 17.2	▲ 14.6	▲ 7.0	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 10.9						
21. 1	▲ 20.0	▲ 16.0	▲ 23.8	▲ 45.9	▲ 26.7	▲ 10.7						
2	▲ 24.4	▲ 22.6	▲ 25.3	▲ 47.1	▲ 27.4	▲ 12.9						
3	▲ 24.5	▲ 22.8	▲ 23.2	▲ 38.0	▲ 25.5	▲ 12.5						
4	▲ 22.8	▲ 19.9	▲ 13.6	▲ 27.0	▲ 11.7	▲ 8.8						
5	▲ 17.4	▲ 11.5	▲ 4.9	3.3	▲ 3.8	▲ 10.2						
6	▲ 12.2	▲ 12.4	▲ 2.3	11.2	2.9	▲ 13.3						

【資料出所：日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会】

## 2. 住宅建設 … 前年を下回っている



『新設住宅着工戸数』

(前年比：%)

区分	全国	東北	秋田	前年比 (%)		
				持家	貸家	分譲
19年	▲17.8	▲15.7	▲17.1	▲9.8	▲18.5	▲25.4
20年	3.1	▲7.8	▲12.9	▲12.3	▲9.2	▲49.4
20. 7-9	40.2	9.4	▲5.6	12.4	▲20.5	▲59.9
10-12	4.1	▲5.6	▲18.7	▲24.7	▲17.2	▲67.9
21. 1-3	▲21.4	▲15.4	0.8	1.4	▲36.2	221.3
21. 1	▲18.7	▲7.6	▲4.2	1.0	▲32.9	135.7
2	▲24.9	▲27.6	1.0	8.2	▲33.1	327.8
3	▲20.7	▲10.7	4.3	▲1.5	▲45.6	237.9
4	▲32.4	▲20.0	▲29.0	▲14.8	▲64.8	▲64.3
5	▲30.8	▲17.3	4.7	▲17.2	101.7	▲85.7

【資料出所：国土交通省、秋田県】

## 3. 設備投資 … 21年度は減少見通し

『設備投資』

(前年同期比増減率：%)

区分	前年同期比増減率 (%)		21年度
	上期	下期	
全産業	▲32.3	▲71.1	(▲43.8) ▲50.9
製造業	▲20.5	▲76.0	(▲47.5) ▲46.3
非製造業	▲54.3	▲63.2	(▲31.9) ▲58.8

- (注) 1. 石油・石炭・電気・ガス・水道を除いた計数  
 2. 土地購入額を含み、ソフトウェア投資額を除く  
 3. ( ) 書は前回調査結果

【秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(21年4-6月期調査)」】

#### 4. 生産活動 … 一部に持ち直しの動きがみられる



(注) 21年5月は速報値

【資料出所：経済産業省、東北経済産業局、秋田県】

#### 『鉱工業生産指数』

(平成17年=100 季節調整済指数、年及び前年比は原指数)

区分	全国			東北			秋田		
	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%
19年	107.4		2.8	108.6		4.6	107.1		2.3
20年	103.8		▲3.4	103.0		▲5.2	101.0		▲5.7
20. 7-9	104.6	▲3.2	▲1.4	103.1	▲3.6	▲4.7	103.0	▲0.5	▲2.6
10-12	92.8	▲11.3	▲14.5	92.8	▲10.0	▲14.9	89.2	▲13.4	▲16.0
21. 1-3	72.3	▲22.1	▲34.6	71.6	▲22.8	▲34.5	67.0	▲24.9	▲38.6
21. 1	76.7	▲10.1	▲30.9	76.7	▲7.9	▲31.3	73.3	▲8.1	▲35.8
2	69.5	▲9.4	▲38.4	67.4	▲12.1	▲38.3	61.9	▲15.6	▲42.8
3	70.6	1.6	▲34.2	70.6	4.7	▲33.8	65.7	6.1	▲37.4
4	74.8	5.9	▲30.7	75.1	6.4	▲30.5	78.2	19.0	▲23.8
5	79.2	5.9	▲29.5	77.9	3.7	▲28.9	80.5	2.9	▲23.4

(注) 1. 21年5月は速報値

【資料出所：経済産業省、東北経済産業局、秋田県】

2. 20年分は年間補正済み

#### 『秋田県鉱工業生産指数(主要産業別)』

(平成17年=100 季節調整済指数、年及び前年比は原指数)

区分	電子部品・デバイス ウエイト=3737.4			食料品 ウエイト=776.1			木材・木製品 ウエイト=691.7			輸送機械 ウエイト=654.3		
	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%
19年	115.0		9.4	98.7		1.0	85.6		▲9.4	111.3		4.8
20年	116.1		1.0	95.7		▲3.0	68.8		▲19.6	94.5		▲15.1
20. 7-9	120.0			96.3			68.2			101.8		
10-12	96.5			94.2			66.4			62.4		
21. 1-3	52.4			93.8			61.3			45.1		
21. 1	60.1	▲23.6	▲52.4	98.2	4.0	▲1.1	67.3	3.7	▲7.5	42.1	▲9.9	▲64.3
2	42.4	▲29.5	▲66.5	95.7	▲2.5	▲6.2	60.6	▲10.0	▲18.8	39.2	▲6.9	▲66.0
3	54.6	▲28.8	▲55.5	87.5	▲8.6	▲9.2	56.1	▲7.4	▲20.6	54.0	37.8	▲48.1
4	83.5	52.9	▲33.0	96.4	10.2	6.8	61.7	10.0	▲8.9	62.9	16.5	▲36.3
5	91.0	9.0	▲25.9	94.0	▲2.5	▲4.0	66.3	7.5	▲9.7	63.1	0.3	▲39.1

(注) 1. 21年5月は速報値

【資料出所：秋田県】

2. 20年分は年間補正済み

#### 『地場産業』

区分	製材		清酒	
	生産量		出荷量	
	(千㎡)	前年比%	(k l)	前年比%
19年	259	▲13.4	24,938	▲6.8
20年	231	▲10.8	23,832	▲4.4
20. 7-9	56	▲16.4	5,247	▲4.0
10-12	55	▲12.7	7,946	▲6.2
21. 1-3	44	▲24.1	4,900	▲4.5
21. 1	15	▲6.3	1,190	1.7
2	14	▲30.0	1,755	▲5.7
3	15	▲31.8	1,954	▲6.8
4	17	▲19.0	2,011	▲3.1
5	18	▲10.0	1,497	▲13.0

【資料出所：農林水産省、秋田県酒造組合】

5. 企業収益 … 21年度上期は赤字幅拡大の見込み  
21年度下期及び通期は黒字転化の見通し

『経常利益』

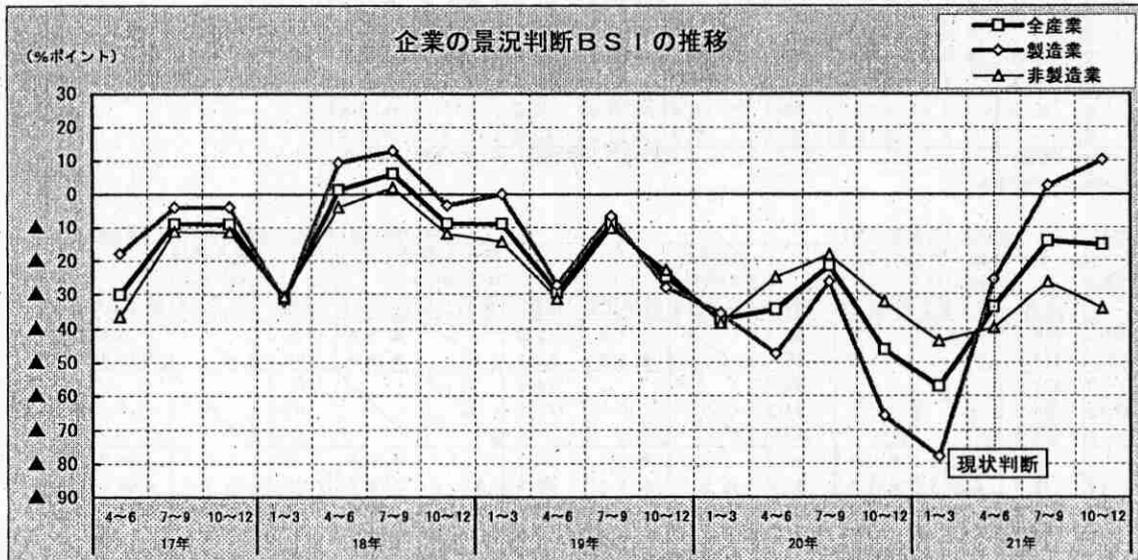
(前年同期比増減率：%)

区 分	20年度		21年度	
	上期	下期	上期	下期
全 産 業	赤字幅拡大	黒字転化	(赤字幅縮小)	黒字転化
製 造 業	赤字幅拡大	黒字転化	(赤字幅縮小)	黒字転化
非 製 造 業	1,218.8	73.6	( 1.6 )	111.6

(注) 1. 石油・石炭・電気・ガス・水道及び金融・保険を除いた計数  
2. ( ) 書は前回調査結果

【秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(21年4-6月期調査)」】

6. 企業の景況感 … 「下降」超幅が縮小



【秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(21年4-6月期調査)」】

『企業の景況判断BSI【原数値】』

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

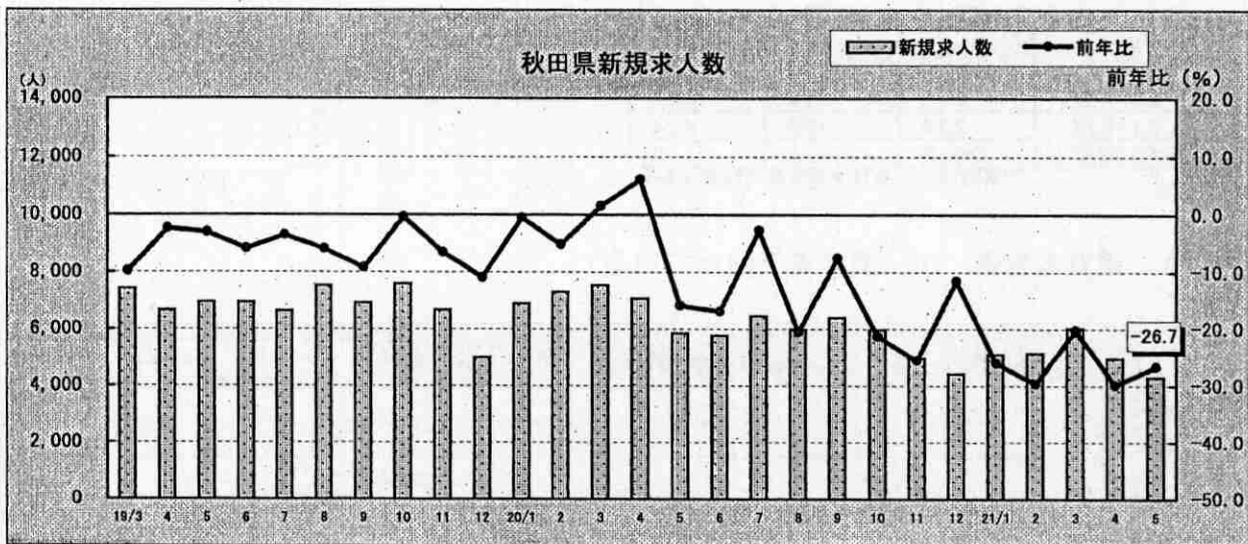
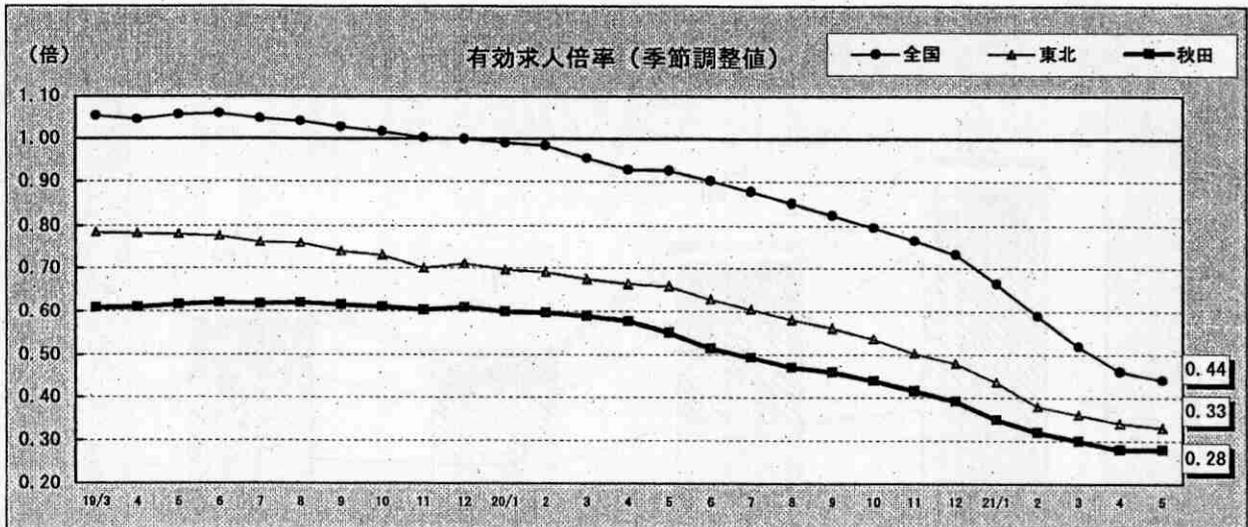
(単位：%ポイント)

区 分	21年1~3月 (21年1-3月期調査)	21年4~6月 現 状 判 断	21年7~9月 見 通 し	21年10~12月 見 通 し
全 産 業	(▲ 57.1)	(▲ 33.0) ▲ 33.7	(▲ 20.9) ▲ 14.1	▲ 15.2
製 造 業	(▲ 77.8)	(▲ 36.1) ▲ 25.6	(▲ 22.2) 2.6	10.3
非 製 造 業	(▲ 43.6)	(▲ 30.9) ▲ 39.6	(▲ 20.0) ▲ 26.4	▲ 34.0

(注) ( ) 書は前回調査結果

【秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(21年4-6月期調査)」】

## 7. 雇用情勢 … 引き続き悪化している



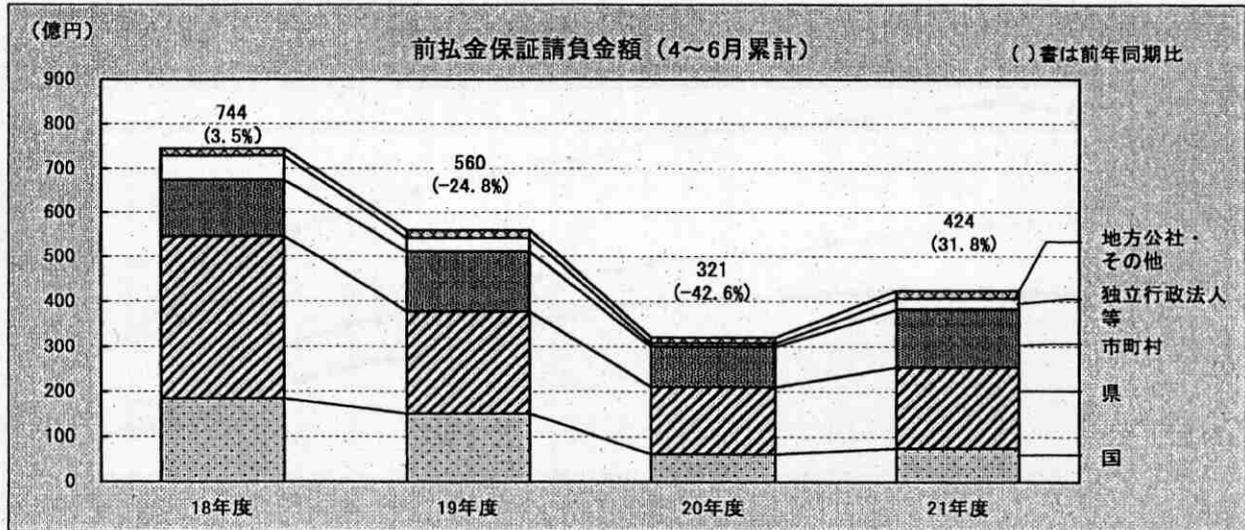
### 『一般職業紹介状況』

区分	有効求人倍率 〔季調値〕			新規求人 〔実数〕		新規求職者 〔実数〕		雇用保険 受給者実人員	
	全国	東北	秋田	秋田					
	倍	倍	倍	人	前年比%	人	前年比%	人	前年比%
19年	1.04	0.76	0.61	83,000	▲4.7	91,819	▲4.2	78,224	▲1.2
20年	0.88	0.60	0.51	74,678	▲10.0	96,361	4.9	84,121	7.5
20. 7-9	0.85	0.58	0.47	18,856	▲10.6	20,667	11.6	22,455	10.2
10-12	0.76	0.51	0.41	15,354	▲20.3	23,769	13.4	21,955	22.2
21. 1-3	0.59	0.39	0.32	16,277	▲25.2	31,525	21.9	32,064	73.8
21. 1	0.67	0.43	0.35	5,104	▲26.0	11,566	23.8	9,248	51.7
2	0.59	0.38	0.32	5,145	▲29.7	9,743	23.2	10,819	75.7
3	0.52	0.36	0.30	6,028	▲20.2	10,216	18.5	11,997	93.6
4	0.46	0.34	0.28	4,964	▲29.9	12,117	14.1	12,924	95.5
5	0.44	0.33	0.28	4,290	▲26.7	8,038	▲4.1	13,181	79.5

(注) 有効求人倍率の年間分は実数値

【資料出所：厚生労働省、秋田労働局】

## 8. 公共事業 … 前年度を上回っている

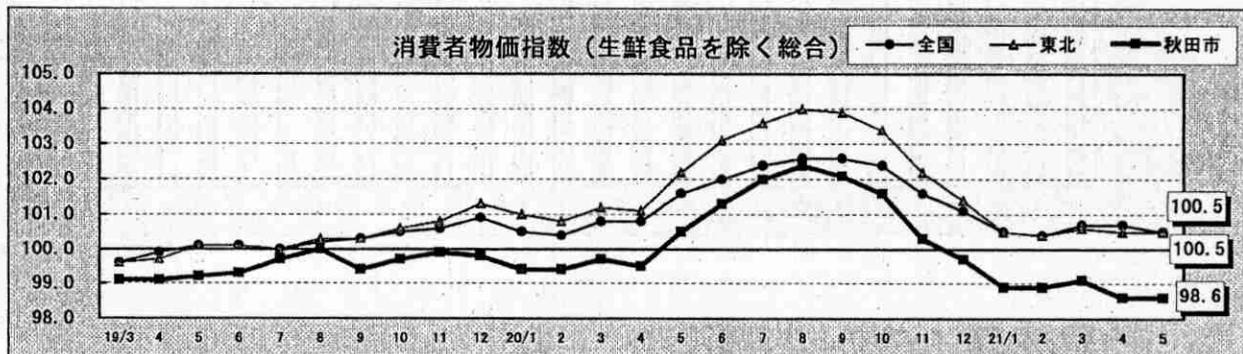


『前払金保証請負金額(累計)』(単位:億円、%)

区分	4月	5月	6月
20年度	172	218	321
21年度	239	298	424
前年同期比	39.2	36.6	31.8

【資料出所：東日本建設業保証機構ほか】

## 9. 消費者物価 … 前年を下回っている

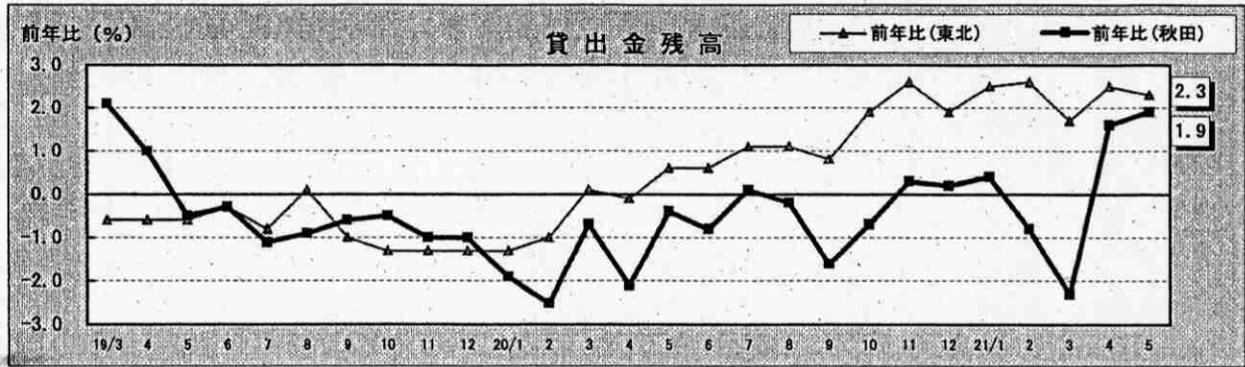


『秋田市消費者物価指数』(平成17年=100)

区分	総合 (生鮮食品除く)	前月比	前年比
19年	99.4		▲ 0.8
20年	100.7		▲ 1.3
20. 7-9	102.2	▲ 1.8	▲ 2.5
10-12	100.5	▲ 1.7	▲ 0.7
21. 1-3	99.0	▲ 1.5	▲ 0.5
21. 1	98.9	▲ 0.8	▲ 0.5
2	98.9	0.0	▲ 0.5
3	99.1	0.2	▲ 0.6
4	98.6	▲ 0.5	▲ 0.9
5	98.6	0.0	▲ 1.9

【資料出所：総務省】

10. 金融 … 貸出金残高は前年を上回っている



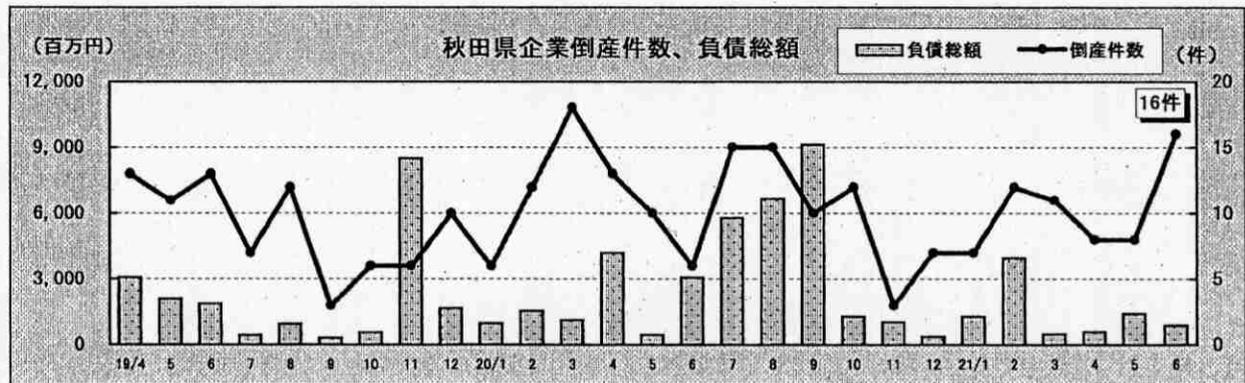
『貸出金残高』 (前年比：%)

区分	東北	秋田
21. 1	2.5	0.4
2	2.6	▲ 0.8
3	1.7	▲ 2.3
4	2.5	1.6
5	2.3	1.9

【資料出所：日本銀行仙台支店、秋田支店】

- (注) 1. 東北は東北地域に所在する銀行、信用金庫の集計  
2. 秋田は国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の秋田県内店舗の集計

11. 企業倒産 … 件数は前年を上回っており、負債総額は前年を下回っている



『企業倒産件数、負債総額』

区分	全国 件数	東北 件数	秋田			
			件数	前年比%	負債総額(百万円)	前年比%
19年	14,091	781	113	18.9	30,208	62.9
20年	15,646	913	127	12.4	35,623	17.9
20. 7-9	4,034	239	40	81.8	21,589	1,188.1
10-12	4,068	220	22	0.0	2,682	▲ 74.9
21. 1-3	4,215	201	30	▲ 16.7	5,737	57.4
4-6	3,954	193	32	10.3	2,883	▲ 62.6
21. 1	1,360	71	7	16.7	1,290	34.0
2	1,318	63	12	0.0	3,965	155.0
3	1,537	67	11	▲ 38.9	482	▲ 57.2
4	1,329	63	8	▲ 38.5	575	▲ 86.3
5	1,203	62	8	▲ 20.0	1,422	226.1
6	1,422	68	16	166.7	886	▲ 71.1

【資料出所：関東東京商工リサーチ】



秋労発基 0701 第 1 号

令和 2 年 7 月 1 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

甲 斐 三 照

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和 55 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。